

# 第 8 章

---

## 計画の推進体制

# 第8章 計画の推進体制

## 第1節 計画の推進体制

### 1 「札幌市介護保険事業計画推進委員会」の設置

「市町村介護保険事業計画」の策定にあたっては、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとなっています（介護保険法第117条第11項）。

これを受けて、公募による市民の代表6人を含む、保健・医療・福祉の関係団体や学識経験者など23人で構成する「札幌市介護保険事業計画推進委員会」を設置し、本計画について協議しました。

また、今後は、委員会に適宜、取組・事業の進捗状況を報告し、計画全体を検証していきます。

#### (1) 設置根拠

<札幌市介護保険条例(平成12年条例第25号) 抜粋>

(介護保険事業計画推進委員会)

第2条の2 計画の推進を図り、介護保険事業の円滑な実施を確保するため、札幌市介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 計画の策定、進行管理及び評価について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 前号に定めるもののほか、介護保険事業の実施に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 委員会は、委員23人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 被保険者

(2) 学識経験者

(3) 保健、医療又は福祉の関係者

(4) 介護サービスの提供に携わる者

(5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 委員会はその定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## &lt;札幌市介護保険事業計画推進委員会規則(平成26年規則第72号)&gt;

## (趣旨)

第1条 この規則は、札幌市介護保険条例(平成12年条例第25号。以下「条例」という。)第2条の2第9項の規定に基づき、札幌市介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第4条 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉局において行う。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会に相当する合議体の委員長又は副委員長である者は、それぞれこの規則の施行の日に委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

3 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に委員会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

## (2) 委員名簿

氏名	所属団体等	備考
荒木美枝	北海道看護協会 専務理事	～令和4年(2022年)8月
◎池田望	札幌医科大学 保健医療学部 作業療法学科 教授	
出田かずえ	市民委員(公募)	
大石純	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長	令和5年(2023年)6月～
太田秀造	札幌市医師会	
柏浩文	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長 兼 人材確保戦略担当部長	～令和5年(2023年)6月
加藤浩志	北海道認知症グループホーム協会 副会長	
河本タカ子	札幌市民生委員児童委員協議会 副会長	～令和5年(2023年)6月
木浪江里子	札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会 幹事	
小林恒男	札幌市老人クラブ連合会 常任理事・事務局長	～令和5年(2023年)6月
斉藤浩司	市民委員(公募)	
齋藤ルミ子	市民委員(公募)	
貞本晃一	北海道老人保健施設協議会 理事	
瀬戸雅嗣	札幌市老人福祉施設協議会 顧問	
高橋一行	札幌歯科医師会 理事	
高橋誠	札幌市老人クラブ連合会 常任理事・事務局長	令和5年(2023年)6月～
田中かおり	北海道看護協会 専務理事	令和4年(2022年)9月～
田村優実	市民委員(公募)	
土肥勇	札幌市医師会 理事	～令和5年(2023年)8月
長崎亮一	札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長	
額村美知子	市民委員(公募)	
橋本茂樹	札幌市医師会 理事	令和5年(2023年)8月～
早坂みどり	札幌市厚別区第1地域包括支援センター センター長	
○林美枝子	日本医療大学 総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科 教授	
平野美里	札幌弁護士会	
光崎聡	連合北海道札幌地区連合会 副事務局長	
向俊孝	札幌市民生委員児童委員協議会 副会長	令和5年(2023年)6月～
横山勲	市民委員(公募)	

※ ◎：委員長、○：副委員長(50音順、敬称略)

# 第 9 章

---

## 資料編

## 資料1 パブリックコメント手続き

札幌市高齢者支援計画2024（案）を公表し、市民の皆様からのご意見を募集しました。

また、いただいたご意見を参考に、当初案を一部変更しました。

### 1 意見募集実施の概要

#### ■ 募集期間

令和5年(2023年)12月21日～令和6年(2024年)1月25日

#### ■ 意見提出者と提出方法

提出方法	提出者
郵送	0人
FAX	2人
電子メール	4人
持参	0人
フォーム	2人
合計	8人

#### ■ 項目ごとの意見件数と内訳

項目	件数	
第1章 計画の策定にあたって	1件	
第2章 前計画の取組状況	0件	
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題	4件	
第4章 計画の基本目標	2件	
第5章 施策の体系と展開	30件	
第1節 施策の体系	1件	29件
第2節 施策の展開	28件	
<<視点1>> 安心して住み続けられる生活環境の整備	5件	
<<視点2>> 地域共生社会の実現に向けた支援体制の充実・連携強化	3件	
<<視点3>> 高齢者がいつまでも自分らしく生活できる地域づくり	3件	
<<視点4>> 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）	11件	
<<視点5>> 超高齢社会においても持続可能な制度運営	7件	
第6章 介護サービスの見込み等	0件	
第7章 事業費の見込みと保険料	1件	
その他	5件	
合計	43件	

## 2 意見に基づく当初案からの変更点

市民の皆様からいただいたご意見をもとに、当初案から3項目修正いたしました。

該当箇所	修正前	修正後
本書 P.60	<p>◆<u>認知症と接したことがある方が約半数</u></p> <p>認知症と接した経験</p>	<p>◆<u>認知症の方と接したことがある方が約半数</u></p> <p>認知症の方と接した経験</p> <p>経験内容(複数回答)</p>
本書 P.120	<p>福祉除雪の実施</p> <p>自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある方の世帯を対象に、地域の協力を得ながら道路に面した出入口部分等の除雪を支援します。</p>	<p>福祉除雪の実施</p> <p>自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある方の世帯を対象に、地域住民や事業者などの協力を得ながら道路に面した出入口部分等の除雪を支援します。</p>
本書 P.151	<p>認知症医療・支援体制の充実</p> <p>認知症高齢者の増加や…充実を図ります。</p>	<p>認知症医療・支援体制の充実</p> <p><b>拡大・強化</b></p> <p>認知症高齢者の増加や…充実を図ります。</p>

## 3 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

いただいたご意見については、一部要約、分割して掲載しています。

意見の概要	札幌市の考え方
第1章 計画の策定にあたって <1件>	
<p>「ケアラー支援」について、家族全体を支援するという視点に賛成する。ケアラーは、配偶者だけでなく子ども・親・兄弟が看ている人もいるので、関わっている人それぞれの思いにも目を向けて支援していけると良いと思う。それぞれの立場で誰にも言えずに悩んでいる方がまだまだいると実感している。</p>	<p>ケアラーとその家族が置かれている状況はさまざまであり、札幌市では、高齢福祉・障がい福祉など各分野における家族介護者支援の充実に加え、関係機関が家族全体を支援するという理解のもと、連携して支援を行うことが重要と考えております。</p> <p>本計画においても、介護に関する悩みや困り感を家族で抱え込まないよう、気軽に相談できる地域の相談支援体制の充実などに取り組んでまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>第3章 高齢者を取り巻く現状と課題 &lt;4件&gt;</p>	
<p>道内外からの転入高齢者は年々増加傾向にあり、その方の何割かは2・3年以内に認知症になると講演で聞いた。私の認知症デイサービスでの勤務経験からも確かだと思った。</p> <p>転入者への対策として、ひとり暮らし高齢者の転入手続きの際には、民生委員とつなげたり、近くの介護予防センターのすこやか倶楽部の予定表や災害時の避難場所シールなどを渡してはどうか。私の転出元では、商店街の協力のもと町内地図や避難場所、町の行事予定、JR時刻表を掲載したものが役場や商店で配架され、転入者に好評だった。</p>	<p>札幌市では、住民登録の異動(転入)があった70歳以上の方には、民生委員がご自宅を訪問して世帯状況や緊急時の連絡先をお尋ねしております。</p> <p>また、転入者を含め、高齢者向けに「シニア世代の生活便利帳」という冊子を発行しており、その中で認知症の方への支援や民生委員の巡回相談、介護予防に関わる事業など、幅広く高齢の方の生活に関わる事業をご案内しているほか、介護予防センターのすこやか倶楽部の予定表や災害時の避難情報につきまして、担当するそれぞれの機関から配布しているところです。</p> <p>今後も、転入される方を含め、高齢者が新しい地域でも安心して生活できるよう、地域の関係機関が連携を図りながら必要とされる情報の発信に努めてまいります。</p>
<p>“認知症と接した”とあるが、“認知症の方と接した”の誤記ではないか。</p>	<p>認知症と接した経験をお持ちの方の中には「自身に認知症の症状がある」と回答された方が一部含まれていたため、症状としての“認知症”を指す意図で記載しましたが、意図が伝わりにくい表記でした。</p> <p>ご指摘を踏まえて“認知症の方”に改めるとともに、よりわかりやすい表記とするため、認知症の方と接した経験の内容を示すグラフに別途タイトルを追加いたします。</p>
<p>認知症に関する偏見があることを実感している。地域の理解が得られないため、住み慣れた地域に暮らし続けることができない現状があるので、掲載されている取組が推進されることを期待する。</p>	<p>市民一人ひとりが認知症を我が事としてとらえることができるように市民理解を進め、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるように共生社会の推進に向けた取組を充実させてまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>認知症の診断後支援には、介護保険と障がい福祉の両方で関わってほしい。特に若年性認知症の方には、診断後に離職を余儀なくされる方がまだ多いので、離職後も毎日通える場として就労継続支援A型やB型といった福祉的就労の場が必要になる。職場でのジョブコーチ支援とともに体制をつくれないのか検討してほしい。</p>	<p>若年性認知症の方と家族への支援として、札幌市では「若年性認知症の人と家族への支援の手引き」を作成し、就労支援等の情報についても周知に努めております。また、若年性認知症従事者向け研修を開催し、医療・介護・福祉の従事者を対象に若年性認知症の就労支援の必要性を含めた知識や支援方法に関する理解を深めていただくことで若年性認知症の方への支援の充実を図っているところです。</p> <p>現行の障がい福祉制度においても、若年性認知症と診断された場合は精神障害者保健福祉手帳等の対象となり、離職後に就労継続支援事業所などに通所できる可能性があります。また、ジョブコーチによる職場定着支援に関しましては、本市では市内4か所に設置する就業・生活相談支援事業所に配置したジョブサポーターによる職場定着支援を行っており、ハローワークなどの関係機関と連携し、若年性認知症の方と雇用する企業などへの支援に対応しております。</p> <p>企業における若年性認知症への理解の促進を含め、就労支援が重要であるため、診断後の医療・介護・就労の切れ目のない支援を推進してまいります。</p>
<p><b>第4章 計画の基本目標 &lt;2件&gt;</b></p>	
<p>基本目標に「希望」や「生きがい」を加えた点を評価する。認知症基本法の理念も盛り込まれ、高齢者や認知症の方ご本人を主体にした計画になっている。掲載されている取組が良いものになるよう期待している。ぜひ認知症の方などが実感できるよう取り組んでほしい。 (同様の意見ほか1件)</p>	<p>令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症の方が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の方の社会参加の機会の確保や権利利益の保護を図るとともに、家族介護者を含めた早期からの相談・支援体制の充実強化を図ってまいります。</p> <p>併せて、新たな基本目標のもと、その他の取組も着実に推進してまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<b>第5章 施策の体系と展開 – 第1節 施策の体系 &lt;1件&gt;</b>	
<p>「札幌市が目指す地域包括ケア、高齢者支援体制」の概念図の中に「認知症疾患医療センター」を入れてほしい。</p>	<p>高齢者支援体制の全体を表している概念図であり、認知症疾患医療センターや認知症サポート医などの認知症医療・支援体制すべてを包含して掲載しているものではありません。</p> <p>札幌市が目指す認知症支援体制につきましても、わかりやすく周知するよう引き続き取り組んでまいります。</p>
<b>第5章 施策の体系と展開 – 第2節 施策の体系 &lt;29件&gt;</b>	
<b>視点1 安心して住み続けられる生活環境の整備 &lt;5件<sup>※</sup>&gt;</b> <small>※ うち1件は視点4も含むもの</small>	
<p>「地域公共交通利用環境改善事業の実施」について、現在は車いすマークの掲示がないバスには車いすで乗車できないと聞いている。車いすで乗車できるバスを増便してほしい。</p>	<p>札幌市では、バス事業者がノンステップバスを導入する場合の経費について補助を行っております。</p> <p>それぞれのバス事業者では、予め利用する便を連絡することで、可能な限りバリアフリー車両を配車しております。詳しくは各バス事業者にお問い合わせください。</p>
<p>「市民・企業との協働による砂まき活動を推進」について、転倒防止のための砂をペットボトルに小分けにして箱に設置すれば、高齢者や子どもも利用できると思う。</p>	<p>札幌市では、市内約1,700か所に歩行者用砂箱を設置しているほか、砂の減り具合を見て適宜補充を行っており、日々多くの砂が必要となります。このため、現状は生産性の高い砂袋(1.5kgまたは3kg)での対応としており、製作に時間と労力を要するペットボトルでの対応は難しいと考えております。なお、砂箱用としては難しいものの、各区の土木センターなど一部の公共施設では、携帯用の砂入りペットボトルを設置しております。</p> <p>今後も引き続き、砂まき活動の推進に取り組んでまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>「福祉教育のための教材の作成・配布(福祉読本など)」や「福祉教育への支援」の取組があるが、小学校の福祉読本に認知症のことは掲載されているのか。</p> <p>小学校としての認知症サポーター養成講座の受講を提案しても、授業数や日程の確保が難しい学校が多いので、福祉読本に認知症についての資料を追加したり、受講をぜひ小・中学生に拡げたりするなど、福祉教育の場面で認知症に触れる教育を入れると良いと思う。教育委員会とも連携をとって計画的に行ってほしい。</p> <p>今後チームオレンジの取組を進めていくにあたって、将来の社会意識を変えていくことにもつながると思う。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見ほか1件)</p>	<p>札幌市では、「心のバリアフリーガイド 分かりやすい版」を作成し、市内小学校4年生に配布しております。その中では、認知症を含めお困りの高齢者に対する配慮などについて記載しております。</p> <p>また、小・中学校の教育の場で認知症に触れる機会は重要であると考えており、学校にご協力いただき小学生・中学生向けの「認知症サポーター養成講座」を実施し、当該講座の資料を副読本として活用しているところです。</p> <p>これまでも、教育委員会などへ当該取組に関する周知を行っているところではありますが、今後も継続して実施してまいります。</p>
<p>この計画には、平時だけではなく、災害発生時の高齢者世帯等の救済策について、札幌市職員がどのように関わるのかを示してほしい。</p> <p>他市町村が行っているように、災害発生時には予め市町村職員を地域ごとに複数人を張り付けて置くというような、窓口体制の充実・強化を直ちに行ってもらいたい。具体的には、地域住民の窓口であるまちづくりセンターごとに複数人を張り付けるなど“災害発生時には、札幌市職員が前面に出て実務を行う”という文言を入れるとともに、実際の災害時には実行する体制づくり案を示してほしい。</p>	<p>災害時の体制につきましては、高齢者を含む要配慮者への支援をはじめ、避難者の支援、被害情報の把握と応急対策など、災害発生時の緊急対応全体を考慮しながら、職員の配置を検討してまいります。</p>
<p>要配慮者二次避難所(福祉避難所)に対し、厳寒期や広範な災害に対応できるよう、必要な備蓄品の支援などの予算措置を行ってほしい。</p>	<p>備蓄物資につきましては、要配慮者二次避難所を開設する際に必要個数を確認のうえ、札幌市が提供するなど対応いたします。また、食糧や物資などの調達に要した実費につきましては、札幌市が負担いたします。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<b>視点2 地域共生社会の実現に向けた支援体制の充実・連携強化 &lt;3件&gt;</b>	
<p>高齢者単身世帯や身体障がい者などを抱えた世帯、老老介護の世帯などの方が福祉施設や介護施設などのお世話になる場合の対応は、町内会長や民生委員ができるものではなく、地域包括支援センターにお願いせざるを得ない。</p> <p>そのため、地域包括支援センター機能の更なる強化・充実を図って、速やかに対応できる体制を整えてほしい。具体的には、「地域包括支援センター機能強化」の中に“要介護者等の対応を速やかに行う体制に整備する”といった文言を入れてもらいたい。</p>	<p>地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関として、地域の高齢者に対し必要な介護サービスが提供されるよう適切な介護予防ケアマネジメントを実施しております。また、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的として運営しており、地域のネットワーク構築や、権利擁護を含む総合的な相談支援の実施、高齢者の状態変化に対応した長期継続的な包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行っているところです。</p> <p>今後もさまざまな事案に速やかに対応できるよう、継続して当該センターの機能強化に取り組んでまいります。</p>
<p>「要介護者等ごみ排出支援事業の実施(さわやか収集)」について、この制度を知らずに施設への入所を決断する方がいる。対象を拡げられないか検討してほしい。</p>	<p>当該事業につきましては、「ごみ分けガイド」やチラシ、「シニア世代のための生活便利帳」「障がいのある方のための福祉ガイド」に掲載しているほか、ケアマネジャー向け情報誌への投稿、出前講座の実施、札幌市ホームページなどで周知しております。今後もこれらの周知を継続するとともに、新たな周知方法を検討いたします。</p> <p>また、当該事業は、ごみ出しが困難な高齢の方や障がいのある方を対象に実施しております。ごみ出しが困難な心身の状態は一様ではなく、また、ごみ出しの可否の判断も立場や考え方によってさまざまであり、一定の客観的基準によらず、その状態を個別に、もしくは主観的に判断することは非常に困難です。そのため、日常生活の状態に関して国が定めた客観的基準である要介護認定及び障害福祉サービスの障害支援区分を当該事業の要件としているところです。現状の要件のほかに客観的に判断できる基準が新たに生じた場合には、要件の拡大などにつきまして検討いたします。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>高齢化に伴い、福祉除雪事業の要望は大幅に増えてきているが、実際の除雪作業を行う地域住民は殆どいなくなっている。地域住民の人力によるスコップ作業では無理なことがある。また、雪置き場がなく小型ショベルカーと排雪用トラックの併用による雪の搬出が必要なケースが増えてきている。</p> <p>そのため、除雪事業を行っている事業者を積極的に活用して、住民の生活通路を確保するようにしてほしい。具体的には、「福祉除雪の実施」の中に“除雪事業者の活用”という文言を入れてもらいたい。</p>	<p>当該事業では、地域協力員として、地域住民に加えて企業や業界団体へも参加の呼びかけを行っており、今後もこうした呼びかけを継続してまいります。つきましては、計画本文を一部修正いたします。</p>
<b>視点3 高齢者がいつまでも自分らしく生活できる地域づくり &lt;3件&gt;</b>	
<p>「介護サポートポイント事業の実施」は、ボランティア側の高齢者にとっては介護予防と生きがいづくりがねらいたが、介護スタッフの人材確保が難しい状況下ではメリットが大きい。1人でも参加できるボランティアを拡げてほしい。</p>	<p>札幌市では、当該事業を広く市民に周知するため、地下鉄や関係機関へチラシなどを配架しているほか、定期的に登録説明会を開催しております。</p> <p>また、事業登録者に対するアンケート調査を毎年実施しており、活動状況やニーズ、活動が困難な理由などを把握し、事業運営の参考としているところです。</p> <p>これらの取組により、引き続き事業登録者の拡大に努めてまいります。</p>
<p>こんなにたくさんの講座に目を通すだけでも大変そうなので、例えば高齢者がわかりやすい区の保健センターにパンフレットを手に取り、腰掛けて、お茶でも飲みながらおしゃべりできるスペースを設け、リーダー的な職員を配置してはどうか。現状の多くは、パンフレットをただ並べて置いたり、壁高く掲示されたりで高齢者には情報が届きにくい。</p>	<p>札幌市では、高齢者の交流機会の促進をはじめ、各種相談、健康増進、介護予防等の場として、各区で「老人福祉センター」を運営しております。</p> <p>また、地域高齢者の交流、レクリエーションなどの場として「おとしより憩の家」を設置・運営している地域住民団体を支援しているほか、地域の住民同士が気軽に集う場として、住民主体の通いの場の立ち上げを支援しており、引き続き高齢者の交流の場を充実させてまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>有償ボランティアが介護保険や他制度の狭間の支援を行うことで高齢者の生活が成立している実態がある。他市では有償ボランティアに「一部型」と「生活支援」として助成金制度がある。「訪問型サービスB」（住民主体による支援）に対応する札幌市の補助(助成)予算を組み込んで、事業が継続できるように多様な団体を支援してほしい。</p>	<p>「訪問型サービスB」は、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの一類型として住民主体の自主活動として行う生活援助などを位置づけるものですが、札幌市では実施していないところ。地域における多様な主体によるサービス提供やその支援のあり方について、ご意見を今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、札幌市社会福祉協議会では、家事援助や外出援助などを行う「地域支え合い有償ボランティア事業」を実施しており、札幌市は当該事業に対し事業費の一部を補助しております。</p>
<p><b>視点4 認知症施策の推進(認知症施策推進計画) &lt;11件<sup>※</sup>&gt;</b>  <small>※ うち2件は、第5章-第2節-視点1も要素に含むものであり、それに対する本市の考え方はP.213に併せて掲載</small></p>	
<p>「認知症キャラバン・メイトの育成」について、新規の養成も大切だが、既存のキャラバン・メイトのフォローアップをお願いしたい。10年以上前にキャラバン・メイト養成研修を受けている方も多数いる。今年度から認知症サポーター養成講座標準教材が更新されているが、養成研修での変更点や、チームオレンジに向けた取組などを、認知症サポーター養成講座でも伝えていけるようにできたら良いと思う。</p>	<p>養成したキャラバン・メイトに対し、活動意向確認調査を実施し、実態把握を行ったうえで、必要な情報共有を行うなど、フォローアップの体制づくりを検討してまいります。</p>
<p>チームオレンジのメンバーには、認知症介護指導者やグループホームなどの介護事業所の職員、病院の相談員、薬局の薬剤師、スーパーの店員、成年後見人なども入ると、相談しやすくより良い取組になると思う。                      (同様の意見ほか1件)</p>	<p>チームオレンジは、オレンジコーディネーターが地域の住民の方や事業者等との連携体制を構築する役割を担い、認知症の方や家族のニーズと支援者をつなぐ仕組みです。多くの関係機関からのご協力をいただき、認知症の方や疑いのある方が早期にチームオレンジにつながり、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりのために、チームオレンジの周知活動と関係機関とのネットワーク構築を進めてまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>認知症診療を行う医療機関の中にチームオレンジの拠点を設けることができると、診断後の対象者や継続受診を要しない軽度認知障害(MCI)の方をチームオレンジの支援へつなぎやすいと感じる。</p>	<p>認知症の診断直後の早期の段階からチームオレンジの活動につながるができるよう、医療機関から認知症の方や家族にチームオレンジの活動への参加を勧めていただくほか、活動の場の提供などの協力が得られるように、医療機関に対するチームオレンジの周知と理解を促進してまいります。</p>
<p>チームオレンジの取組に期待する。</p>	<p>オレンジコーディネーターが中心となり、地域のさまざまな機関と、認知症の方や家族でチームを作り「支援する人、される人」の関係を越えた支え合い助け合いの地域共生社会の実現を推進してまいります。</p>
<p>「認知症に関する市民向け啓発の実施」について、9月を認知症月間とし、図書館に認知症関係の本を集めて展示し、市民に手に取って読んでもらえるようにするのはどうか。または、他都市で行われているが、9月21日にテレビ塔をオレンジ色にライトアップしてアピールするのはどうか。</p>	<p>認知症に関する市民向け啓発の実施につきましては、これまで「世界アルツハイマーデー」である9月21日ごろに「認知症の人を正しく理解する研修会」を実施するほか、各区役所を含めてさまざまな普及啓発イベントを行っております。今後もより、広く市民に向けた普及啓発活動を行う必要があることから、さまざまな手法を検討してまいります。</p>
<p>「チームオレンジの体制整備」について、既に展開されている地域での活動を参考に、まずは各区にモデル地域を確立し、それらの取組を拡げていくことが着実な推進につながると思う。</p>	<p>チームオレンジの取組につきましては、令和6年度から5つの区の地域包括支援センターにオレンジコーディネーターを配置し、モデル実施を行うこととしており、先行的な取組を参考にするなど、チームオレンジの体制整備を進めてまいります。</p>
<p>認知症疾患医療センターの設置を進めて、認知症医療の機能体制の構築を図っていくことは非常に重要なこと。認知症疾患医療センターの設置と適切な運用については「認知症医療・支援体制の充実」の内容として記載するだけでなく、主な取組として記載してほしい。</p>	<p>市内には多数の認知症診療を行う医療機関があり、認知症疾患医療センターの設置は、認知症医療・支援体制の充実の一部の取組として進めるため、「認知症医療・支援体制の充実」の内容の掲載としておりますが、新たな取組となるため、<b>拡大・強化</b>の取組として明記いたします。</p>
<p>「認知症介護指導者の育成」について、人材育成の取組が掲載されているが、近年は研修カリキュラムが短くなっている。研修内容を補うためにも、研修後のフォローアップの仕組みを考えてほしい。</p>	<p>現在、育成した認知症介護指導者を対象に、認知症介護指導者会議を行い、各種研修の開催状況や本市の認知症施策を共有する場を設けております。引き続き、認知症介護指導者同士の連携や認知症施策の理解の推進を図れるようフォローアップを行ってまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<b>視点5 超高齢社会においても持続可能な制度運営 &lt;7件&gt;</b>	
<p>介護人材不足によるサービス低下がみられる。小規模多機能型居宅介護の良さは、365日デイサービスと宿泊、ヘルパー派遣を利用できるところだったのに、ヘルパー派遣や時間延長などができない事業所が増えてきている。人材確保は大変だろうが、支援が必要だと思う。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護に限らず、介護サービスの安定的な運営のために事業者に適切な指導を継続するとともに、介護職員の確保・定着支援、介護現場の負担軽減、業務効率化の推進を図ってまいります。</p>
<p>総合事業の事業所の経営を安定化させ、職員の処遇改善を行うため、予算を抜本的に引き上げてほしい。</p>	<p>事業所の経営の安定化や職員の処遇改善は、質の高いサービスを安定的に提供するため重要と考えます。一方、介護予防・日常生活支援総合事業のうち事業所がサービスを提供する訪問型サービス及び通所型サービスの単価は、市町村において国が定める額を勘案して定めることとされており、札幌市においては国が定める額と同額としております。単価の引き上げは、サービス利用者の負担増にもつながることから、慎重な検討が必要と考えます。 引き続き、国の動向も踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
<p>要介護者の負担が大きくなっているおむつサービスを拡充してほしい。所得による制限等の導入は慎重に行い、介護保険サービスの利用を控えるなど、生活に影響が出ないようにしてほしい。</p>	<p>当該事業は、財源のすべてを第1号保険料により賄っており、サービスの拡充に当たりましては、その影響を考慮する必要があると考えております。制度の持続可能性の観点も重要であることから、今後の検討に当たりましては、それら双方の観点を踏まえつつ、慎重にサービス内容を検討してまいります。</p>
<p>福祉関係や介護関係の実務従事者の賃金は、重労働であるのに非常に安く、職場環境も劣悪な所が多いと聞いており、積極的に従事しようとする人は稀だと思う。この対策として、早急にこれら実務従事者の賃金を大幅に引き上げるとともに、職場環境の改善を図る必要がある。そのためには“これら実務従事者の手取り賃金の実質的な増額を図るとともに、職場環境を改善する”といった文言を入れるとともに、改善のための具体的な対策を織り込んだものにしてほしい。</p>	<p>介護従事者の賃金の原資となる介護報酬は国が定めております。札幌市といたしましては、介護従業者の処遇改善は質の高いサービスを安定的に提供するために重要であると考え、これまでも国に対して要望しているところです。引き続き国への要望を継続するとともに、介護人材の定着や負担軽減に資する取組を進めてまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>人材不足対策の強化を行ってほしい。急ぎ、人材紹介会社に頼らざるを得ない状況を改善するために、ハローワークなどの公的機関の機能を強化してほしい。</p>	<p>介護人材の確保は全国的な課題であるため、国の機関であるハローワークや北海道と連携して支援を進めているところですが、札幌市といたしましても人材確保に向けた独自の取組や、国への支援拡充の要望を継続してまいります。</p>
<p>「若年層に対する介護のイメージアップ啓発」を進めてほしい。 ぜひ医療福祉系の大学や専門学校にアルバイト掲示板を設け、多くの介護施設の情報を掲示してほしい。アルバイトを通じて大きな学びがきつと思う。 (同様の意見ほか1件)</p>	<p>ネガティブイメージが先行しがちな介護業務の魅力・やりがいを正確に知っていただき、将来の選択職業の1つとしていただくため、若年層への介護啓発事業を継続するとともに、関係機関にも情報発信を進めてまいります。</p>
<b>第7章 事業費の見込みと保険料 &lt;1件&gt;</b>	
<p>第1～3段階の保険料の負担割合を下げる案に賛同する。 今後も介護給付費準備基金を適正に活用し、年金で暮らしている多くの高齢者の負担となる介護保険料の引き下げを行ってほしい。</p>	<p>年金生活者が大半を占める高齢者、特に低所得者層の保険料負担には配慮すべきと考えております。一方で、介護サービスに要する費用は今後増加することが見込まれており、制度の持続可能性の観点も重要です。 今後の検討に当たりましては、それら双方の観点を踏まえつつ、介護給付費準備基金の活用などにより、保険料負担が過重とならないよう検討してまいります。</p>
<b>その他 &lt;5件&gt;</b>	
<p>札幌市高齢者支援計画にとっても興味があり読んだが、詳細な点までアンケート調査をしており感心した。高齢者による高齢者の支援として自分に何かできることがあるのかと考えている。健康寿命延伸のために、支援計画が実り多いものになるようよろしくお願いいたします。</p>	<p>少子高齢化や超高齢社会の進展を踏まえ、従来の「支える側」「支えられる側」の関係から、住民の主体的な支え合いを育み生活に安心感と生きがいを生み出す共生社会の実現に向け、取組を着実に推進してまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>1つひとつの取組を組み合わせるとより良い取組としていくことが求められる。例えば、地域包括支援センターが診療所に相談の場を設けたり、診療所で認知症カフェを行ったりするなどの仕掛けを検討していくと良い。</p>	<p>地域包括支援センターでは、地域の実情に応じて、市民にとって身近な場所における出張相談会などを行っております。加えて、医療機関との連携強化を進めることにより、支援が必要な方に対して切れ目なく支援を行うことができるよう体制構築を図っております。今後も地域の社会資源などを生かし、関係機関との連携強化を図ることで、高齢者支援の体制強化を進めてまいります。</p> <p>また、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりのため、認知症の方や家族と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジの体制を整備するとしています。すでに各区や地域包括支援センターのエリア内で行われている「男性介護者のつどい」や「認知症カフェ」も活用しながら、より多くの認知症の方、ご家族が参加できるよう活性化を図り、チームオレンジの活動の場を設けてまいります。</p> <p>今後もさまざまな取組をより効果的に実施できるよう努めてまいります。</p>
<p>認知症は若年と老年に分けられない課題もあるため、症状の現われ方や状況に応じて総合的に取り組むように考慮してほしい。</p>	<p>若年性認知症の方特有の課題もあり、若年性認知症の方に向けた取組も行っているところですが、年齢はもとより、個々の認知症の方やご家族の状況に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスが切れ目なく支援できるよう取り組んでまいります。</p>
<p>新型コロナウイルスが5類に移行されたが、保育園や幼稚園と高齢者施設の交流は復活したのか。</p>	<p>各施設では、保育園などを含め地域との交流を徐々に再開しておりますが、未だクラスターも発生しているため、感染対策を継続し、地域との交流を控えている施設もある状況です。</p>
<p>異常な物価高騰に対する介護事業所への財政支援を行ってほしい。</p>	<p>札幌市では、これまでも、国の補助を活用し、介護保険施設などに財政支援を行ってまいりました。今後も、国の財政措置があり次第、介護事業所への財政支援を検討いたします。</p>

## 資料2 各種実態調査の実施

本計画の策定に先立ち、高齢者の実態などを把握するため、各種調査を実施しました。

### < 調査の概要 >

高齢社会に関する意識調査	
調査の目的	幅広い世代の方々の高齢社会に対する意識や高齢者福祉施策全般に関する考え方を把握・整理する。
調査対象	札幌市内に在住する65歳以上の市民5,000人、40歳以上64歳以下の市民1,500人を居住区別の構成比に基づき無作為抽出した計6,500人
調査期間	令和4年(2022年)12月1日～12月23日
調査方法	郵送による調査票の発送・回収
回収状況	有効回答数：3,303件(50.8%) <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の有効回答数：2,731件(54.6%)</li> <li>・40歳以上64歳以下の有効回答数：572件(38.1%)</li> </ul>

要介護(支援)認定者意向調査	
調査の目的	要介護等認定者について、在宅における介護保険サービスの利用状況や家族による介護の状況などを把握する。
調査対象	要介護等認定者を受けている札幌市民から、要介護等状態区分別、介護保険料の所得段階別、居住区別の構成比率に基づき無作為抽出した5,000人
調査期間	令和4年(2022年)12月1日～12月23日
調査方法	郵送による調査票の発送・回収
回収状況	有効回答数：2,241件(44.8%)

介護保険サービス提供事業者調査	
調査の目的	介護保険サービス事業者におけるサービスの提供の現状、今後の見込み及び法人・団体の運営状況やサービス提供上の課題等を把握する。
調査対象	札幌市内で指定、届出のある介護保険サービス事業所及びその事業所を設置する法人・団体の計4,797か所
調査期間	令和4年(2022年)12月1日～令和5年1月13日
調査方法	事業所には電子メール、設置法人・団体には文書郵送による依頼、インターネット上のフォームによる回答
回収状況	有効回答数：2,037件(回収率42.5%)

## 資料3 札幌市介護保険事業計画推進委員会における審議経過

本計画の策定に際し、被保険者の意見を反映させるため「介護保険事業計画推進委員会」を設置し、令和3年(2021年)から令和6年(2024年)にかけて計9回の委員会を開催し、協議しました。

開催回	開催日	議事概要
第1回	令和3年(2021年) 9月14日	1 札幌市介護保険事業計画推進委員会について 2 札幌市高齢者支援計画 2021 について 3 札幌市の介護保険事業の現状、取組状況について 4 地域密着型サービス事業者の指定状況について
		(主な意見) ・現場は大変な人手不足であり、市が人材のマッチングや人材紹介の支援をしてほしい。 ・男性介護者やヤングケアラーの課題にも焦点を当ててほしい。
第2回	令和4年(2022年) 2月1日 [書面会議]	1 札幌市高齢者支援計画 2021 の進捗状況について 2 次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について 3 地域密着型サービス事業者の指定状況について
		(主な意見) ・認定率の高低が問題ではなく、必要な人が介護申請に結び付き、認定を受けているかが重要。 ・介護認定の「申請しやすさ」も重要であり、市民への制度や相談窓口の周知などが大事。
第3回	令和4年(2022年) 6月9日	1 札幌市高齢者支援計画 2021 の進捗状況について 2 次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について 3 地域密着型サービス事業者の指定状況について
		(主な意見) ・人材紹介会社抜きに介護職員の確保ができない実態。 ・「介護の仕事をしてよいいと思う人がどれだけいるのか」といった将来につながるデータがアンケート調査で取れると良い。
第4回	令和4年(2022年) 10月25日	1 札幌市高齢者支援計画 2021 の進捗状況について 2 次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について
		(主な意見) ・市の施策に関するアンケート項目について、回答者に設問の背景もわかるようにしたほうが良い。 ・感染症対策の質問項目が加えられたのは良かった。

第5回	令和5年(2023年) 6月6日	1 アンケート調査結果について 2 令和6年度制度改正について 3 札幌市高齢者支援計画2024策定に向けて
		(主な意見) ・調査結果の数値の上下について、一概に「改善」や「悪化」と解釈することはできないのではないかと。 ・調査結果の分析がどのように計画につながるのか、わかりやすく示してほしい。
第6回	令和5年(2023年) 8月22日	1 令和4年度介護保険事業の実績について 2 札幌市高齢者支援計画2024策定に向けて
		(主な意見) ・ボランティアをニーズと結びつけることが大切。 ・地域活動に参加したい高齢者を活動に結びつけ、役割を担う人に育ててほしい。
第7回	令和5年(2023年) 10月23日	1 札幌市高齢者支援計画2024(案)について (1) 計画の概要について (2) 介護保険サービスに係る推計、整備量等について
		(主な意見) ・地域づくり活動に参加して良いと思っけてもどのように参加したら良いかわからない人に、具体的な参加方法を示したほうが良い。 ・インフォーマルな地域づくりの活動に一般市民がどれだけ参加していくかがこれからの大きな課題。
第8回	令和5年(2023年) 11月29日	1 札幌市高齢者支援計画2024(案)について
		(主な意見) ・施設の整備数と働く人材の確保に乖離があり、人材不足が深刻。 ・介護に対して若い人が目を向け、介護の仕事に対して親や周囲の理解が進む施策を進めてほしい。
第9回	令和6年(2024年) 3月14日	1 札幌市高齢者支援計画2024(案)について
		(主な意見) ・計画や制度について、市民に理解してもらえよう、情報提供を工夫してほしい。 ・他都市の好事例も参考にしながら、札幌市の高齢者施策を考えてほしい。

資料4 介護保険事業実績(平成12年度(2000年度)～令和5年度(2023年度))

住民基本台帳人口(各月1日現在)

単位：人

	平成12年(2000年)10月		平成13年(2001年)10月		平成14年(2002年)10月	
		構成比		構成比		構成比
総人口	1,814,390	100.0%	1,825,621	100.0%	1,838,125	100.0%
40～64歳人口	633,704	34.9%	638,440	35.0%	643,425	35.0%
65歳以上人口	257,692	14.2%	270,118	14.8%	282,591	15.4%
前期高齢者	159,988	8.8%	165,478	9.1%	170,469	9.3%
後期高齢者	97,704	5.4%	104,640	5.7%	112,122	6.1%

※ 平成23年(2011年)までは外国人住民を含まず、平成24年(2012年)以降は外国人住民を含む。

(次ページに続く)

要介護等認定者数(各月末現在)

単位：人

	平成12年 (2000年)10月	平成13年 (2001年)10月	平成14年 (2002年)10月
要介護等認定者数	30,540	35,982	42,515
第1号被保険者の 要介護等認定者数	29,515	34,728	41,089
前期高齢者	6,018	7,063	8,407
要支援	835	998	1,352
要介護1	1,868	2,355	2,893
要介護2	1,214	1,422	1,649
要介護3	720	799	899
要介護4	647	676	717
要介護5	734	813	897
後期高齢者	23,497	27,665	32,682
要支援	3,097	3,365	4,290
要介護1	7,324	9,215	11,365
要介護2	4,195	4,997	5,932
要介護3	2,878	3,139	3,525
要介護4	3,054	3,243	3,478
要介護5	2,949	3,706	4,092
第2号被保険者の 要介護等認定者数	1,025	1,254	1,426
要支援	32	47	47
要介護1	234	314	413
要介護2	263	342	380
要介護3	126	159	163
要介護4	154	155	166
要介護5	216	237	257

(次ページに続く)

## 住民基本台帳人口(各月1日現在)

単位：人

	平成15年(2003年)10月		平成16年(2004年)10月		平成17年(2005年)10月	
		構成比		構成比		構成比
総人口	1,851,125	100.0%	1,860,379	100.0%	1,867,466	100.0%
40～64歳人口	648,606	35.0%	655,461	35.2%	660,936	35.4%
65歳以上人口	295,212	15.9%	305,650	16.4%	318,084	17.0%
前期高齢者	175,054	9.5%	177,360	9.5%	181,238	9.7%
後期高齢者	120,158	6.5%	128,290	6.9%	136,846	7.3%

※ 平成23年(2011年)までは外国人住民を含まず、平成24年(2012年)以降は外国人住民を含む。

(次ページに続く)

## 要介護等認定者数(各月末現在)

単位：人

	平成15年 (2003年)10月	平成16年 (2004年)10月	平成17年 (2005年)10月
要介護等認定者数	48,477	53,164	56,905
第1号被保険者の 要介護等認定者数	46,811	51,385	55,031
前期高齢者	9,420	10,094	10,377
要支援	1,513	1,689	1,844
要介護1	3,544	3,964	4,069
要介護2	1,649	1,543	1,614
要介護3	979	1,083	1,064
要介護4	794	843	849
要介護5	941	972	937
後期高齢者	37,391	41,291	44,654
要支援	4,863	5,368	5,997
要介護1	13,542	15,470	16,791
要介護2	6,038	6,217	6,747
要介護3	4,227	4,764	5,176
要介護4	4,047	4,391	4,892
要介護5	4,674	5,081	5,051
第2号被保険者の 要介護等認定者数	1,666	1,779	1,874
要支援	73	100	123
要介護1	534	575	611
要介護2	410	425	442
要介護3	212	212	246
要介護4	174	199	191
要介護5	263	268	261

(次ページに続く)

住民基本台帳人口(各月1日現在)

単位：人

	平成18年(2006年)10月		平成19年(2007年)10月		平成20年(2008年)10月	
		構成比		構成比		構成比
総人口	1,875,278	100.0%	880,935	100.0%	1,885,064	100.0%
40～64歳人口	660,170	35.2%	663,915	75.4%	667,884	35.4%
65歳以上人口	333,344	17.8%	347,096	39.4%	361,203	19.2%
前期高齢者	186,981	10.0%	192,378	21.8%	198,149	10.5%
後期高齢者	146,363	7.8%	154,718	17.6%	163,054	8.6%

※ 平成23年(2011年)までは外国人住民を含まず、平成24年(2012年)以降は外国人住民を含む。

(次ページに続く)

要介護等認定者数(各月末現在)

単位：人

	平成18年 (2006年)10月	平成19年 (2007年)10月	平成20年 (2008年)10月
要介護等認定者数	60,206	62,426	65,829
第1号被保険者の 要介護等認定者数	58,170	60,344	63,721
前期高齢者	10,330	10,220	10,366
経過的要介護	468	0	0
要支援1	880	1,186	1,193
要支援2	906	1,960	2,119
要介護1	3,407	2,007	1,778
要介護2	1,777	2,003	2,131
要介護3	1,162	1,267	1,405
要介護4	827	872	865
要介護5	903	925	875
後期高齢者	47,840	50,124	53,355
経過的要介護	1,893	0	0
要支援1	3,109	4,711	5,020
要支援2	3,396	8,518	9,926
要介護1	15,954	10,482	10,288
要介護2	7,441	8,930	9,657
要介護3	5,869	6,733	7,447
要介護4	4,926	5,270	5,519
要介護5	5,252	5,480	5,498
第2号被保険者の 要介護等認定者数	2,036	2,082	2,108
経過的要介護	34	0	0
要支援1	66	74	83
要支援2	130	319	311
要介護1	543	324	270
要介護2	506	534	623
要介護3	281	347	368
要介護4	205	205	198
要介護5	271	279	255

(次ページに続く)

## 住民基本台帳人口(各月1日現在)

単位：人

	平成21年(2009年)10月		平成22年(2010年)10月		平成23年(2011年)10月	
		構成比		構成比		構成比
総人口	1,890,869	100.0%	1,896,225	100.0%	1,904,615	100.0%
40～64歳人口	672,324	35.6%	680,048	35.9%	688,330	36.1%
65歳以上人口	373,632	19.8%	383,699	20.2%	394,753	20.7%
前期高齢者	202,642	10.7%	203,934	10.8%	206,838	10.9%
後期高齢者	170,990	9.0%	179,765	9.5%	187,915	9.9%

※ 平成23年(2011年)までは外国人住民を含まず、平成24年(2012年)以降は外国人住民を含む。

(次ページに続く)

## 要介護等認定者数(各月末現在)

単位：人

	平成21年 (2009年)10月	平成22年 (2010年)10月	平成23年 (2011年)10月
要介護等認定者数	68,739	72,252	76,489
第1号被保険者の 要介護等認定者数	66,607	70,112	74,306
前期高齢者	10,434	10,490	10,677
要支援1	1,300	1,529	1,600
要支援2	2,067	1,932	1,942
要介護1	1,809	2,038	2,211
要介護2	2,089	2,036	2,033
要介護3	1,377	1,191	1,086
要介護4	920	884	867
要介護5	872	880	938
後期高齢者	56,173	59,622	63,629
要支援1	5,861	8,319	9,509
要支援2	10,049	9,089	9,560
要介護1	10,987	12,566	13,782
要介護2	10,147	10,416	10,988
要介護3	7,372	6,857	6,783
要介護4	5,924	6,240	6,741
要介護5	5,833	6,135	6,266
第2号被保険者の 要介護等認定者数	2,132	2,140	2,183
要支援1	114	131	150
要支援2	306	296	297
要介護1	283	358	404
要介護2	585	554	567
要介護3	355	286	271
要介護4	205	218	204
要介護5	284	297	290

(次ページに続く)

住民基本台帳人口(各月1日現在)

単位：人

	平成24年(2012年)10月		平成25年(2013年)10月		平成26年(2014年)10月	
		構成比		構成比		構成比
総人口	1,921,069	100.0%	1,928,482	100.0%	1,934,941	100.0%
40～64歳人口	692,549	36.1%	692,532	35.9%	689,660	35.6%
65歳以上人口	413,521	21.5%	433,695	22.5%	456,038	23.6%
前期高齢者	216,880	11.3%	228,969	11.9%	245,038	12.7%
後期高齢者	196,641	10.2%	204,726	10.6%	211,000	10.9%

※ 平成23年(2011年)までは外国人住民を含まず、平成24年(2012年)以降は外国人住民を含む。

(次ページに続く)

要介護等認定者数(各月末現在)

単位：人

	平成24年 (2012年)10月	平成25年 (2013年)10月	平成26年 (2014年)10月
要介護等認定者数	81,943	87,751	93,678
第1号被保険者の 要介護等認定者数	79,795	85,660	91,683
前期高齢者	11,316	12,177	13,292
要支援1	1,881	2,279	2,744
要支援2	2,035	2,136	2,363
要介護1	2,327	2,578	2,776
要介護2	2,107	2,163	2,270
要介護3	1,136	1,142	1,166
要介護4	947	988	1,022
要介護5	883	891	951
後期高齢者	68,479	73,483	78,391
要支援1	10,774	12,689	14,898
要支援2	10,303	10,824	11,607
要介護1	15,151	16,409	17,631
要介護2	11,562	12,055	12,434
要介護3	7,131	7,414	7,439
要介護4	7,028	7,464	7,739
要介護5	6,530	6,628	6,643
第2号被保険者の 要介護等認定者数	2,148	2,091	1,995
要支援1	167	178	206
要支援2	328	302	330
要介護1	388	398	391
要介護2	534	526	466
要介護3	256	233	194
要介護4	193	194	172
要介護5	282	260	236

(次ページに続く)

## 住民基本台帳人口(各月1日現在)

単位：人

	平成27年(2015年)10月		平成28年(2016年)10月		平成29年(2017年)10月	
		構成比		構成比		構成比
総人口	1,941,078	100.0%	1,947,127	100.0%	1,951,640	100.0%
40～64歳人口	687,453	35.4%	686,355	35.2%	685,748	35.1%
65歳以上人口	475,955	24.5%	492,512	25.3%	507,113	26.0%
前期高齢者	256,634	13.2%	263,925	13.6%	268,950	13.8%
後期高齢者	219,321	11.3%	228,587	11.7%	238,163	12.2%

※ 平成23年(2011年)までは外国人住民を含まず、平成24年(2012年)以降は外国人住民を含む。

(次ページに続く)

## 要介護等認定者数(各月末現在)

単位：人

	平成27年 (2015年)10月	平成28年 (2016年)10月	平成29年 (2017年)10月
要介護等認定者数	98,182	101,256	103,547
第1号被保険者の 要介護等認定者数	96,263	99,358	101,666
前期高齢者	13,896	13,970	14,015
要支援1	2,804	2,754	2,588
要支援2	2,527	2,502	2,541
要介護1	2,955	3,090	3,210
要介護2	2,327	2,314	2,367
要介護3	1,203	1,215	1,214
要介護4	1,100	1,103	1,127
要介護5	980	992	968
後期高齢者	82,367	85,388	87,651
要支援1	15,890	16,030	15,613
要支援2	12,368	13,109	13,452
要介護1	18,740	19,735	20,924
要介護2	12,797	13,170	13,598
要介護3	7,760	8,267	8,617
要介護4	8,102	8,252	8,780
要介護5	6,710	6,825	6,667
第2号被保険者の 要介護等認定者数	1,919	1,898	1,881
要支援1	217	218	221
要支援2	298	310	307
要介護1	395	395	385
要介護2	430	424	421
要介護3	202	209	210
要介護4	179	153	151
要介護5	198	189	186

※ 平成27年(2015年)以降は国の介護保険事業状況報告による。

(次ページに続く)

住民基本台帳人口(各月1日現在)

単位：人

	平成30年(2018年)10月		令和元年(2019年)10月		令和2年(2020年)10月	
		構成比		構成比		構成比
総人口	1,954,662	100.0%	1,958,774	100.0%	1,961,682	100.0%
40～64歳人口	686,101	35.1%	687,596	35.1%	689,188	35.1%
65歳以上人口	519,955	26.6%	531,073	27.1%	540,613	27.6%
前期高齢者	272,448	13.9%	274,583	14.0%	278,343	14.2%
後期高齢者	247,507	12.7%	256,490	13.1%	262,270	13.4%

※ 平成23年(2011年)までは外国人住民を含まず、平成24年(2012年)以降は外国人住民を含む。

(次ページに続く)

要介護等認定者数(各月末現在)

単位：人

	平成30年 (2018年)10月	令和元年 (2019年)10月	令和2年 (2020年)10月
要介護等認定者数	107,863	111,934	114,305
第1号被保険者の 要介護等認定者数	105,997	110,050	112,421
前期高齢者	14,183	14,387	14,576
要支援1	2,612	2,724	2,739
要支援2	2,689	2,805	2,737
要介護1	3,234	3,277	3,409
要介護2	2,412	2,374	2,326
要介護3	1,204	1,208	1,244
要介護4	1,077	1,095	1,176
要介護5	955	904	945
後期高齢者	91,814	95,663	97,845
要支援1	16,670	17,855	18,337
要支援2	14,524	15,273	15,469
要介護1	21,969	23,062	23,692
要介護2	14,129	14,609	14,705
要介護3	8,772	8,853	9,215
要介護4	9,109	9,241	9,771
要介護5	6,641	6,770	6,656
第2号被保険者の 要介護等認定者数	1,866	1,884	1,884
要支援1	221	230	238
要支援2	307	318	306
要介護1	399	405	396
要介護2	388	376	386
要介護3	187	180	199
要介護4	158	167	166
要介護5	206	208	193

※ 平成27年(2015年)以降は国の介護保険事業状況報告による。

(次ページに続く)

住民基本台帳人口(各月1日現在)

単位：人

	令和3年(2021年)10月		令和4年(2022年)10月		令和5年(2023年)10月	
		構成比		構成比		構成比
総人口	1,961,618	100.0%	1,961,298	100.0%	1,958,199	100.0%
40～64歳人口	690,247	35.2%	691,631	35.3%	693,736	35.4%
65歳以上人口	547,403	27.9%	553,072	28.2%	557,174	28.5%
前期高齢者	279,626	14.3%	274,095	14.0%	265,613	13.6%
後期高齢者	267,777	13.7%	278,977	14.2%	291,561	14.9%

※ 平成23年(2011年)までは外国人住民を含まず、平成24年(2012年)以降は外国人住民を含む。

(次ページに続く)

要介護等認定者数(各月末現在)

単位：人

	令和3年 (2021年)10月	令和4年 (2022年)10月	令和5年 (2023年)10月
要介護等認定者数	115,905	117,812	120,344
第1号被保険者の 要介護等認定者数	113,973	115,905	118,325
前期高齢者	14,545	13,995	13,432
要支援1	2,698	2,676	2,660
要支援2	2,718	2,592	2,541
要介護1	3,378	3,319	3,120
要介護2	2,289	2,115	1,988
要介護3	1,268	1,207	1,093
要介護4	1,271	1,170	1,158
要介護5	923	916	872
後期高齢者	99,428	101,910	104,893
要支援1	18,622	19,667	20,890
要支援2	15,342	15,789	16,214
要介護1	24,352	24,876	25,261
要介護2	14,813	14,943	15,332
要介護3	9,508	9,712	9,951
要介護4	10,345	10,404	10,590
要介護5	6,446	6,519	6,655
第2号被保険者の 要介護等認定者数	1,932	1,907	2,019
要支援1	211	188	224
要支援2	296	326	333
要介護1	432	415	447
要介護2	391	375	384
要介護3	214	233	216
要介護4	201	196	210
要介護5	187	174	205

※ 平成27年(2015年)以降は国の介護保険事業状況報告による。

まちづくりセンター所管区域別要介護等認定者数(令和5年(2023年)10月31日現在)  
(中央区～厚別区)

区	まちづくりセンター名	要介護度							総計
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
中央区	本府・中央	37	33	51	27	22	24	14	208
	東北・東	190	148	195	111	69	70	50	833
	苗穂	52	33	57	48	44	40	25	299
	豊水	71	73	139	97	49	44	49	522
	西創成	78	80	97	88	52	51	37	483
	曙	216	163	208	135	82	79	51	934
	山鼻	479	389	536	305	248	227	201	2,385
	幌西	336	244	425	245	170	142	103	1,665
	大通・西	251	191	287	179	103	97	85	1,193
	南円山	177	138	246	136	99	125	65	986
	円山	358	280	366	249	159	139	98	1,649
	桑園	326	232	338	213	137	168	114	1,528
	宮の森	279	198	329	234	125	155	114	1,434
小計(13か所)	2,850	2,202	3,274	2,067	1,359	1,361	1,006	14,119	
北区	篠路茨戸	372	383	583	334	269	247	172	2,360
	鉄西	59	63	61	40	23	26	19	291
	幌北	161	201	254	162	103	69	63	1,013
	北	350	377	449	283	181	160	107	1,907
	新川	350	276	421	238	148	154	102	1,689
	新琴似	480	521	718	390	240	239	155	2,743
	新琴似西	202	217	309	184	125	124	82	1,243
	屯田	365	397	540	344	245	215	148	2,254
	麻生	204	225	231	162	82	87	68	1,059
	太平百合が原	193	206	278	164	108	140	78	1,167
	拓北・あいの里	313	280	451	271	205	166	113	1,799
	小計(11か所)	3,049	3,146	4,295	2,572	1,729	1,627	1,107	17,525
	東区	鉄東	298	274	387	231	120	128	57
北光		294	254	369	224	146	157	75	1,519
北栄		414	313	565	326	191	219	161	2,189
栄西		252	199	314	184	116	130	82	1,277
栄東		378	282	499	315	191	215	141	2,021
元町		299	216	430	265	154	206	190	1,760
伏古本町		399	291	514	315	223	212	150	2,104
丘珠		224	149	312	191	85	120	87	1,168
札苗		411	295	582	356	258	304	219	2,425
苗穂東		121	62	119	73	46	46	26	493
小計(10か所)		3,090	2,335	4,091	2,480	1,530	1,737	1,188	16,451
白石区	白石	399	347	577	330	246	271	145	2,315
	東白石	413	373	579	380	222	187	132	2,286
	東札幌	250	235	311	190	123	113	73	1,295
	菊水	219	189	275	173	120	113	62	1,151
	北白石	397	318	512	331	224	206	118	2,106
	北東白石	169	158	281	194	125	152	84	1,163
	白石東	201	219	348	198	106	131	95	1,298
	菊の里	119	89	196	142	99	110	56	811
	小計(8か所)	2,167	1,928	3,079	1,938	1,265	1,283	765	12,425
厚別区	厚別中央	348	261	321	209	119	144	100	1,502
	厚別南	457	293	472	269	170	207	148	2,016
	厚別西	268	185	308	171	117	143	106	1,298
	もみじ台	456	294	416	230	114	128	92	1,730
	青葉	296	207	247	159	89	80	70	1,148
	厚別東	217	142	269	144	91	104	68	1,035
	小計(6か所)	2,042	1,382	2,033	1,182	700	806	584	8,729

(次ページに続く)

まちづくりセンター所管区域別要介護等認定者数(令和5年(2023年)10月31日現在)  
(豊平区～手稲区)

区	まちづくりセンター名	要介護度							総計
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
豊平区	豊平	321	249	340	256	154	137	102	1,559
	美園	191	190	249	186	108	103	66	1,093
	月寒	444	335	464	288	182	223	136	2,072
	平岸	331	299	288	207	107	125	72	1,429
	中の島	186	177	190	125	66	72	51	867
	西岡	462	354	518	303	180	230	124	2,171
	福住	255	175	249	133	87	96	54	1,049
	東月寒	313	234	328	200	131	127	87	1,420
	南平岸	403	362	439	249	167	163	121	1,904
小計(9か所)	2,906	2,375	3,065	1,947	1,182	1,276	813	13,564	
清田区	北野	292	277	335	227	152	160	115	1,558
	清田中央	271	266	270	168	96	143	79	1,293
	平岡	218	227	300	188	147	118	71	1,269
	清田	235	246	270	179	113	153	79	1,275
	里塚・美しが丘	283	255	368	262	189	204	96	1,657
	小計(5か所)	1,299	1,271	1,543	1,024	697	778	440	7,052
南区	定山溪	13	7	16	7	10	12	7	72
	真駒内	444	294	435	239	150	158	93	1,813
	石山	253	174	229	143	99	117	51	1,066
	簾舞	81	60	73	36	53	34	23	360
	藤野	323	248	362	241	160	162	101	1,597
	藻岩	620	415	544	372	236	277	195	2,659
	藻岩下	62	51	81	56	33	45	19	347
	澄川	362	325	445	279	171	198	104	1,884
	芸術の森地区	204	135	217	163	106	105	57	987
小計(9か所)	2,362	1,709	2,402	1,536	1,018	1,108	650	10,785	
西区	八軒	243	151	240	130	103	100	53	1,020
	琴似二十四軒	571	308	503	234	149	175	120	2,060
	西町	705	424	703	369	231	310	170	2,912
	発寒北	273	164	290	128	92	102	57	1,106
	西野	641	340	618	355	271	300	190	2,715
	山の手	283	150	268	152	92	135	78	1,158
	発寒	405	222	429	200	126	138	82	1,602
	八軒中央	200	166	311	139	99	110	60	1,085
小計(8か所)	3,321	1,925	3,362	1,707	1,163	1,370	810	13,658	
手稲区	手稲	74	87	171	81	60	59	40	572
	手稲鉄北	346	338	550	366	169	231	135	2,135
	前田	275	260	449	328	144	154	91	1,701
	新発寒	125	149	242	175	85	94	59	929
	富丘西宮の沢	299	326	489	314	213	149	111	1,901
	稲穂金山	156	169	292	230	119	121	80	1,167
	星置	149	120	258	191	98	94	55	965
	小計(7か所)	1,424	1,449	2,451	1,685	888	902	571	9,370

	要介護度							総計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
総計	24,510	19,722	29,595	18,138	11,531	12,248	7,934	123,678
1まちづくりセンターあたり平均認定者数	285	229	344	211	134	142	92	1,438

※ 住所地特例の認定者もいるため、札幌市発表の統計資料と認定者数が一致しない。

介護サービス利用者数

単位：人

	平成12年 (2000年)10月	平成13年 (2001年)10月	平成14年 (2002年)10月
サービス利用者数【概数】	23,392	27,389	31,793
居宅サービス利用者数【実数】	14,057	17,707	21,904
訪問介護	5,608	7,681	10,555
訪問入浴介護	241	300	367
訪問看護	2,880	3,223	3,580
訪問リハビリテーション	132	172	213
通所介護	3,312	4,136	5,386
通所リハビリテーション	5,888	6,654	6,955
福祉用具貸与	1,569	3,546	5,264
短期入所生活介護	446	603	816
短期入所療養介護	407	519	680
短期入所療養替利用	125	105	
居宅療養管理指導	1,235	1,353	1,446
認知症対応型共同生活介護	141	241	564
特定施設入居者生活介護	172	273	351
居宅介護支援	13,502	16,985	20,770
福祉用具購入	270	340	442
住宅改修	256	322	474
施設サービス利用者数【実数】	9,577	9,890	10,108
介護老人福祉施設	3,058	3,149	3,341
介護老人保健施設	2,900	2,994	2,994
介護療養型医療施設	3,619	3,747	3,814

単位：人

	平成15年 (2003年)10月	平成16年 (2004年)10月	平成17年 (2005年)10月
サービス利用者数【概数】	36,108	39,823	42,769
居宅サービス利用者数【実数】	26,182	30,148	33,200
訪問介護	13,050	15,091	16,249
訪問入浴介護	436	461	483
訪問看護	3,916	4,039	4,054
訪問リハビリテーション	254	292	313
通所介護	6,630	7,594	8,771
通所リハビリテーション	7,146	7,313	7,500
福祉用具貸与	6,917	8,420	9,105
短期入所生活介護	949	1,068	935
短期入所療養介護	911	945	939
居宅療養管理指導	2,010	2,295	2,626
認知症対応型共同生活介護	1,213	2,149	2,667
特定施設入居者生活介護	491	579	1,021
居宅介護支援	24,277	27,185	29,366
福祉用具購入	367	366	380
住宅改修	393	358	430
施設サービス利用者数【実数】	10,127	9,910	9,715
介護老人福祉施設	3,425	3,440	3,503
介護老人保健施設	2,999	2,950	3,065
介護療養型医療施設	3,762	3,547	3,181

※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。

※ サービス利用者数【概数】は、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、施設サービス利用者数【実数】の合計。

(次ページに続く)

## 介護サービス利用者数

単位：人

	平成18年 (2006年)10月	平成19年 (2007年)10月	平成20年 (2008年)10月
サービス利用者数【概数】	43,953	45,283	47,524
居宅サービス利用者数【実数】	31,833	33,282	35,592
訪問介護	15,585	15,004	15,336
訪問入浴介護	478	471	499
訪問看護	3,819	3,953	4,124
訪問リハビリテーション	647	959	1,116
通所介護	8,978	10,196	11,516
通所リハビリテーション	7,108	6,905	6,781
福祉用具貸与	7,283	8,133	9,465
短期入所生活介護	1,138	1,294	1,508
短期入所療養介護	950	924	934
居宅療養管理指導	3,052	3,385	4,215
特定施設入居者生活介護	1,862	2,310	2,817
居宅介護支援・介護予防支援	28,689	29,436	31,021
福祉用具購入	363	451	354
住宅改修	343	407	385
地域密着型サービス利用者数【実数】	4,306	4,729	4,991
夜間対応型訪問介護	0	2	66
認知症対応型通所介護	763	820	761
小規模多機能型居宅介護	11	229	452
認知症対応型共同生活介護	3,520	3,614	3,630
地域密着型特定施設入居者生活介護	11	15	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	54	80
施設サービス利用者数【実数】	9,856	9,625	9,510
介護老人福祉施設	3,612	3,767	3,834
介護老人保健施設	3,186	3,301	3,488
介護療養型医療施設	3,093	2,598	2,207

単位：人

	平成21年 (2009年)10月	平成22年 (2010年)10月	平成23年 (2011年)10月
サービス利用者数【概数】	50,019	52,550	55,576
居宅サービス利用者数【実数】	37,999	40,345	43,214
訪問介護	16,070	16,868	17,920
訪問入浴介護	510	540	559
訪問看護	4,340	4,717	4,997
訪問リハビリテーション	1,172	1,126	1,250
通所介護	12,663	13,961	15,610
通所リハビリテーション	6,958	7,035	7,026
福祉用具貸与	10,888	12,439	14,218
短期入所生活介護	1,593	1,772	1,900
短期入所療養介護	933	869	793
居宅療養管理指導	4,727	5,190	5,349
特定施設入居者生活介護	3,227	3,439	3,555
居宅介護支援・介護予防支援	33,028	34,932	37,232
福祉用具購入	383	426	512
住宅改修	381	464	534
地域密着型サービス利用者数【実数】	5,177	5,591	6,052
夜間対応型訪問介護	101	153	171
認知症対応型通所介護	762	776	792
小規模多機能型居宅介護	550	760	1,057
認知症対応型共同生活介護	3,636	3,693	3,753
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	14	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	121	211	279
施設サービス利用者数【実数】	9,443	9,501	9,686
介護老人福祉施設	3,815	3,815	3,977
介護老人保健施設	3,523	3,650	3,725
介護療養型医療施設	2,130	2,058	2,017

- ※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。
- ※ サービス利用者数【概数】は、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、施設サービス利用者数【実数】の合計。

(次ページに続く)

介護サービス利用者数

単位：人

	平成24年 (2012年)10月	平成25年 (2013年)10月	平成26年 (2014年)10月
サービス利用者数【概数】	59,849	64,028	68,332
居宅サービス利用者数【実数】	47,362	51,377	56,905
訪問介護	19,067	20,102	20,896
訪問入浴介護	567	578	546
訪問看護	5,693	6,372	6,824
訪問リハビリテーション	1,083	1,148	1,302
通所介護	18,154	21,137	24,341
通所リハビリテーション	7,243	7,283	7,407
福祉用具貸与	16,494	18,697	21,063
短期入所生活介護	2,013	2,141	2,339
短期入所療養介護	808	722	773
居宅療養管理指導	6,479	7,653	9,219
特定施設入居者生活介護	3,684	3,691	3,698
居宅介護支援・介護予防支援	40,756	44,388	48,342
福祉用具購入	604	487	511
住宅改修	660	636	578
地域密着型サービス利用者数【実数】	6,651	7,470	8,285
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	158	631	1,073
夜間対応型訪問介護	182	188	176
認知症対応型通所介護	756	778	785
小規模多機能型居宅介護	1,348	1,608	1,831
認知症対応型共同生活介護	3,805	3,776	3,807
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	14	15
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	336	330	332
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	81	168	283
施設サービス利用者数【実数】	9,825	10,053	10,024
介護老人福祉施設	4,162	4,488	4,726
介護老人保健施設	3,861	3,911	3,956
介護療養型医療施設	1,835	1,688	1,342

単位：人

	平成27年 (2015年)10月	平成28年 (2016年)10月	平成29年 (2017年)10月
サービス利用者数【概数】	72,503	75,670	71,111
居宅サービス利用者数【実数】	59,301	61,634	56,000
訪問介護	21,656	22,160	17,634
訪問入浴介護	545	539	564
訪問看護	7,659	8,653	9,789
訪問リハビリテーション	1,310	1,231	1,299
通所介護	27,203	24,090	17,862
通所リハビリテーション	7,573	7,683	7,974
福祉用具貸与	23,717	26,126	27,561
短期入所生活介護	2,236	2,397	2,477
短期入所療養介護	698	766	776
居宅療養管理指導	10,444	12,322	13,967
特定施設入居者生活介護	3,575	3,513	3,569
居宅介護支援・介護予防支援	52,092	54,814	49,656
福祉用具購入	555	549	566
住宅改修	652	658	713
地域密着型サービス利用者数【実数】	9,210	15,345	16,416
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,552	1,760	2,168
夜間対応型訪問介護	130	155	156
認知症対応型通所介護	785	782	727
小規模多機能型居宅介護	2,210	2,497	2,726
認知症対応型共同生活介護	3,902	3,917	4,072
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	14	15
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	328	333	346
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	383	447	494
地域密着型通所介護		5,908	6,270
施設サービス利用者数【実数】	9,999	10,135	10,233
介護老人福祉施設	4,883	5,111	5,459
介護老人保健施設	3,985	4,146	4,202
介護療養型医療施設	1,131	878	572

※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。

※ サービス利用者数【概数】は、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、施設サービス利用者数【実数】の合計。

（次ページに続く）

介護サービス利用者数

単位：人

	平成30年 (2018年)10月	令和元年 (2019年)10月	令和2年 (2020年)10月
サービス利用者数【概数】	68,290	71,137	72,650
居宅サービス利用者数【実数】	54,460	57,254	58,732
訪問介護	14,636	14,749	14,942
訪問入浴介護	534	598	639
訪問看護	10,589	11,575	12,867
訪問リハビリテーション	1,438	1,706	1,916
通所介護	13,714	14,353	13,703
通所リハビリテーション	8,164	8,355	7,543
福祉用具貸与	29,734	31,950	34,319
短期入所生活介護	2,526	2,525	2,144
短期入所療養介護	767	707	584
居宅療養管理指導	15,742	17,386	19,290
特定施設入居者生活介護	3,706	3,738	3,656
居宅介護支援・介護予防支援	46,198	48,493	49,842
福祉用具購入	601	570	613
住宅改修	738	781	644
地域密着型サービス利用者数【実数】	17,164	18,059	18,111
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,568	2,915	3,416
夜間対応型訪問介護	144	97	86
認知症対応型通所介護	719	708	711
小規模多機能型居宅介護	2,936	3,216	3,413
認知症対応型共同生活介護	4,186	4,292	4,276
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	15	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	319	310	301
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	559	572	677
地域密着型通所介護	6,313	6,500	6,070
施設サービス利用者数【実数】	10,372	10,501	10,471
介護老人福祉施設	5,559	5,727	5,843
介護老人保健施設	4,076	4,133	3,939
介護療養型医療施設	583	493	256
介護医療院	154	148	433

単位：人

	令和3年 (2021年)10月	令和4年 (2022年)10月	令和5年 (2023年)10月
サービス利用者数【概数】	73,869	75,369	77,237
居宅サービス利用者数【実数】	60,468	62,191	64,280
訪問介護	15,136	15,291	15,378
訪問入浴介護	685	658	636
訪問看護	14,155	14,611	15,619
訪問リハビリテーション	2,219	2,504	2,703
通所介護	13,368	13,945	14,482
通所リハビリテーション	6,945	6,911	7,216
福祉用具貸与	35,828	37,195	38,568
短期入所生活介護	2,045	2,130	2,286
短期入所療養介護	604	552	647
居宅療養管理指導	20,902	22,575	24,621
特定施設入居者生活介護	3,640	3,658	3,824
居宅介護支援・介護予防支援	50,956	52,140	53,477
福祉用具購入	532	613	579
住宅改修	621	661	634
地域密着型サービス利用者数【実数】	18,494	18,860	19,115
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,737	3,966	4,167
夜間対応型訪問介護	68	53	51
認知症対応型通所介護	644	665	624
小規模多機能型居宅介護	3,395	3,383	3,491
認知症対応型共同生活介護	4,274	4,345	4,366
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	12	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	292	300	269
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	695	924	981
地域密着型通所介護	5,916	5,862	5,775
施設サービス利用者数【実数】	10,603	10,607	10,815
介護老人福祉施設	5,978	6,045	6,217
介護老人保健施設	3,941	3,849	3,902
介護療養型医療施設	194	122	98
介護医療院	490	591	598

- ※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。
- ※ サービス利用者数【概数】は、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、施設サービス利用者数【実数】の合計。

区別介護サービス利用者数(令和5年(2023年)10月利用分)

単位：人

	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション
中央区	2,027	65	2,215	282	1,677	547
北区	2,344	100	2,034	314	2,156	1,205
東区	2,459	80	2,018	222	2,284	1,031
白石区	1,796	62	1,616	234	1,573	557
厚別区	868	32	1,024	368	891	611
豊平区	1,728	70	1,843	211	1,631	735
清田区	577	29	757	186	771	595
南区	1,363	57	1,180	331	1,175	794
西区	1,601	99	1,746	281	1,661	732
手稲区	1,084	45	1,164	254	1,283	398
全市	15,847	639	15,597	2,683	15,102	7,205

単位：人

	福祉用具貸与	短期入所生活介護	短期入所療養介護	居宅療養管理指導	特定施設入居者生活介護
中央区	4,713	210	46	6,189	570
北区	5,557	389	98	5,692	363
東区	5,469	282	90	6,061	532
白石区	4,053	279	50	4,907	368
厚別区	2,538	181	49	2,798	254
豊平区	4,275	222	68	5,249	441
清田区	2,061	158	47	2,291	188
南区	3,301	181	74	3,499	333
西区	4,063	214	69	4,486	452
手稲区	2,637	181	31	2,239	261
全市	38,667	2,297	622	43,411	3,762

※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。

(次ページに続く)

### 区別介護サービス利用者数(令和5年(2023年)10月利用分)

単位：人

	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 通所介護
中央区	870	15	47	339	373	786
北区	435	15	99	511	657	825
東区	540	2	62	448	530	793
白石区	373	4	48	372	483	781
厚別区	181	0	65	275	297	339
豊平区	555	1	30	411	474	556
清田区	265	0	39	258	251	271
南区	166	2	73	248	429	420
西区	460	11	49	252	489	738
手稲区	226	0	108	314	360	367
全市	4,071	50	620	3,428	4,343	5,876

単位：人

	地域密着型 特定施設 入居者生活介護	地域密着型 介護老人福祉施設 入居者生活介護	看護小規模 多機能型居宅介護	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型医療施設 ・介護医療院
中央区	0	14	97	583	396	58
北区	0	44	71	838	545	71
東区	0	19	202	765	417	79
白石区	12	30	118	593	383	29
厚別区	1	27	118	476	252	42
豊平区	0	26	83	693	434	82
清田区	1	50	48	507	208	64
南区	0	5	55	611	428	76
西区	0	24	88	616	462	153
手稲区	0	30	54	494	313	39
全市	14	269	934	6,176	3,838	693

※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。

介護サービス事業所数(各月1日現在)

単位：事業所

	平成12年 (2000年)10月	平成13年 (2001年)10月	平成14年 (2002年)10月
居宅サービス事業所数	579	602	689
訪問介護	152	161	193
訪問入浴介護	7	7	7
訪問看護 <sup>(注1)</sup>	80	68	69
通所介護	53	63	80
通所リハビリテーション <sup>(注2)</sup>	67	67	63
福祉用具貸与	49	55	62
短期入所生活介護	35	36	38
短期入所療養介護 <sup>(注3)</sup>	110	109	112
認知症対応型共同生活介護	16	25	53
特定施設入居者生活介護	10	11	12
居宅介護支援	212	222	243
介護保険施設	145	145	150
介護老人福祉施設	35	36	38
介護老人保健施設	34	35	35
介護療養型医療施設	76	74	77
計	936	969	1,082

単位：事業所

	平成15年 (2003年)10月	平成16年 (2004年)10月	平成17年 (2005年)10月
居宅サービス事業所数	797	946	1,090
訪問介護	232	285	346
訪問入浴介護	11	11	11
訪問看護 <sup>(注1)</sup>	72	74	80
通所介護	103	134	173
通所リハビリテーション <sup>(注2)</sup>	61	61	60
福祉用具貸与	68	76	80
短期入所生活介護	38	39	41
短期入所療養介護 <sup>(注3)</sup>	100	94	89
認知症対応型共同生活介護	97	155	184
特定施設入居者生活介護	15	17	26
居宅介護支援	269	303	324
介護保険施設	139	133	131
介護老人福祉施設	39	39	42
介護老人保健施設	35	35	37
介護療養型医療施設	65	59	52
計	1,205	1,382	1,545

注1 病院・診療所の「みなし指定」分を含まない。

注2 介護老人保健施設の「みなし指定」分を含む。

注3 短期入所療養介護の「みなし指定」の対象である、介護老人保健施設と介護療養型医療施設の計。

※ 「訪問リハビリテーション」・「居宅療養管理指導」については「みなし指定」の事業所のみで把握困難なため、省略。

※ 介護予防サービスを含む（介護サービスと介護予防サービスの両方を実施している場合は、1事業所として計上）。

(次ページに続く)

## 介護サービス事業所数(各月1日現在)

単位：事業所

	平成18年 (2006年)10月	平成19年 (2007年)10月	平成20年 (2008年)10月
居宅サービス事業所数	1,008	1,023	1,027
訪問介護	370	368	383
訪問入浴介護	9	8	8
訪問看護 <sup>(注1)</sup>	91	91	87
通所介護	213	233	236
通所リハビリテーション <sup>(注2)</sup>	68	67	62
福祉用具貸与	73	58	49
短期入所生活介護	46	48	50
短期入所療養介護 <sup>(注3)</sup>	89	84	76
特定施設入居者生活介護	49	66	76
居宅介護支援	325	322	327
介護予防支援	17	17	17
特定福祉用具販売	51	50	54
地域密着型サービス事業所	292	318	317
夜間対応型訪問介護	0	2	3
認知症対応型通所介護	52	58	52
小規模多機能型居宅介護	5	21	25
認知症対応型共同生活介護	234	234	233
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	2	3
介護保険施設	130	128	123
介護老人福祉施設	44	47	49
介護老人保健施設	39	40	41
介護療養型医療施設	47	41	33
計	1,823	1,858	1,865

単位：事業所

	平成21年 (2009年)10月	平成22年 (2010年)10月	平成23年 (2011年)10月
居宅サービス事業所数	1,054	1,119	1,215
訪問介護	397	420	450
訪問入浴介護	8	9	10
訪問看護 <sup>(注1)</sup>	89	90	96
通所介護	244	278	325
通所リハビリテーション <sup>(注2)</sup>	62	64	63
福祉用具貸与	50	52	58
短期入所生活介護	51	55	60
短期入所療養介護 <sup>(注3)</sup>	73	71	73
特定施設入居者生活介護	80	80	80
居宅介護支援	318	327	344
介護予防支援	17	21	21
特定福祉用具販売	57	62	67
地域密着型サービス事業所	323	345	365
夜間対応型訪問介護	4	6	3
認知症対応型通所介護	51	49	53
小規模多機能型居宅介護	30	45	61
認知症対応型共同生活介護	232	236	237
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	8	10
介護保険施設	117	115	117
介護老人福祉施設	46	46	47
介護老人保健施設	42	43	44
介護療養型医療施設	29	26	26
計	1,886	1,989	2,129

注1 病院・診療所の「みなし指定」分を含まない。

注2 介護老人保健施設の「みなし指定」分を含む。

注3 短期入所療養介護の「みなし指定」の対象である、介護老人保健施設と介護療養型医療施設の計。

※ 「訪問リハビリテーション」・「居宅療養管理指導」については「みなし指定」の事業所のみで把握困難なため、省略。

※ 介護予防サービスを含む（介護サービスと介護予防サービスの両方を実施している場合は、1事業所として計上）。

(次ページに続く)

介護サービス事業所数(各月1日現在)

単位：事業所

	平成24年 (2012年)10月	平成25年 (2013年)10月	平成26年 (2014年)10月
居宅サービス事業所数	1,396	1,581	1,725
訪問介護	491	557	590
訪問入浴介護	10	10	11
訪問看護	115	134	159
訪問リハビリテーション	18	22	23
通所介護	390	472	533
通所リハビリテーション	59	46	37
福祉用具貸与	66	78	83
短期入所生活介護	66	75	78
短期入所療養介護	35	34	35
居宅療養管理指導	65	72	96
特定施設入居者生活介護	81	81	80
居宅介護支援	375	416	441
介護予防支援	21	27	27
特定福祉用具販売	72	79	81
地域密着型サービス事業所	409	441	488
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12	21	34
夜間対応型訪問介護	4	4	6
認知症対応型通所介護	57	62	70
小規模多機能型居宅介護	80	94	110
認知症対応型共同生活介護	238	238	241
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	5	9	14
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12	12	12
介護保険施設	117	120	124
介護老人福祉施設	49	53	57
介護老人保健施設	45	45	47
介護療養型医療施設	23	22	20
計	2,390	2,664	2,886

単位：事業所

	平成27年 (2015年)10月	平成28年 (2016年)10月	平成29年 (2017年)10月
居宅サービス事業所数	1,792	1,504	1,533
訪問介護	633	643	635
訪問入浴介護	11	10	10
訪問看護	179	194	210
訪問リハビリテーション	22	22	25
通所介護	550	237	239
通所リハビリテーション	31	29	28
福祉用具貸与	87	90	95
短期入所生活介護	80	84	88
短期入所療養介護	33	31	31
居宅療養管理指導	86	84	92
特定施設入居者生活介護	80	80	80
居宅介護支援	473	493	501
介護予防支援	27	27	27
特定福祉用具販売	86	90	95
地域密着型サービス事業所	527	863	879
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	46	53	57
夜間対応型訪問介護	4	4	4
認知症対応型通所介護	73	72	71
小規模多機能型居宅介護	129	133	139
認知症対応型共同生活介護	244	248	254
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	18	20	22
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12	12	12
地域密着型通所介護		320	319
介護保険施設	129	131	132
介護老人福祉施設	63	65	70
介護老人保健施設	48	49	50
介護療養型医療施設	18	17	12
計	3,034	3,108	3,167

※ みなし指定の事業所を含まない。

※ 介護予防サービスを含む（介護サービスと介護予防サービスの両方を実施している場合は、1事業所として計上）。

（次ページに続く）

介護サービス事業所数(各月1日現在)

単位：事業所

	平成30年 (2018年)10月	令和元年 (2019年)10月	令和2年 (2020年)10月
居宅サービス事業所数	1,567	1,574	1,588
訪問介護	617	599	594
訪問入浴介護	11	11	10
訪問看護	226	238	257
訪問リハビリテーション	27	36	39
通所介護	241	244	245
通所リハビリテーション <sup>(注)</sup>	46	46	49
福祉用具貸与	89	85	83
短期入所生活介護	87	90	90
短期入所療養介護 <sup>(注)</sup>	51	51	52
居宅療養管理指導	93	95	90
特定施設入居者生活介護	79	79	79
居宅介護支援	502	497	485
介護予防支援	27	27	27
特定福祉用具販売	88	85	85
地域密着型サービス事業所	878	900	903
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	61	70	76
夜間対応型訪問介護	4	3	3
認知症対応型通所介護	69	63	63
小規模多機能型居宅介護	139	156	163
認知症対応型共同生活介護	258	263	261
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	25	28	30
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12	12	11
地域密着型通所介護	309	304	295
介護保険施設	134	137	143
介護老人福祉施設	72	76	80
介護老人保健施設	49	49	49
介護療養型医療施設	10	9	7
介護医療院	3	3	7
計	3,196	3,220	3,231

単位：事業所

	令和3年 (2021年)10月	令和4年 (2022年)10月	令和5年 (2023年)10月
居宅サービス事業所数	1,641	1,695	1,745
訪問介護	610	641	657
訪問入浴介護	10	11	12
訪問看護	290	316	326
訪問リハビリテーション	41	42	44
通所介護	243	249	250
通所リハビリテーション <sup>(注)</sup>	49	48	49
福祉用具貸与	91	98	97
短期入所生活介護	89	88	91
短期入所療養介護 <sup>(注)</sup>	53	54	55
居宅療養管理指導	85	67	81
特定施設入居者生活介護	80	81	83
居宅介護支援	485	470	491
介護予防支援	27	27	27
特定福祉用具販売	86	92	92
地域密着型サービス事業所	906	922	914
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	74	80	82
夜間対応型訪問介護	3	3	3
認知症対応型通所介護	64	62	60
小規模多機能型居宅介護	164	171	174
認知症対応型共同生活介護	263	265	269
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	34	44	46
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	11	11	11
地域密着型通所介護	292	285	268
介護保険施設	143	142	143
介護老人福祉施設	80	81	83
介護老人保健施設	50	49	49
介護療養型医療施設	5	3	2
介護医療院	8	9	9
計	3,288	3,348	3,412

※ 「みなし指定」の事業所を含まない（注 医療機関のみなし事業所のみ除外）。

※ 介護予防サービスを含む（介護サービスと介護予防サービスの両方を実施している場合は、1事業所として計上）。

## 資料5 まちづくりセンター所管区域別人口割合

まちづくりセンター所管区域別人口割合(令和5年(2023年)10月1日現在)  
(中央区～厚別区)

単位：上段：人、下段：%

まちづくりセンター名	総人口	うち		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口
本府・中央	2,439	130	1,451	858
	100.0%	5.3%	59.5%	35.2%
大通・西	26,398	1,658	19,424	5,316
	100.0%	6.3%	73.6%	20.1%
東北・東	18,787	1,510	13,670	3,767
	100.0%	8.0%	72.8%	20.1%
苗穂	6,044	662	4,106	1,551
	100.0%	11.0%	67.9%	25.7%
豊水	7,294	284	5,086	2,056
	100.0%	3.9%	69.7%	28.2%
西創成	8,211	319	6,190	1,924
	100.0%	3.9%	75.4%	23.4%
曙	14,980	966	10,529	1,702
	100.0%	6.4%	70.3%	11.4%
山鼻	37,167	4,007	22,611	3,485
	100.0%	10.8%	60.8%	9.4%
幌西	23,613	2,797	14,416	10,549
	100.0%	11.8%	61.1%	44.7%
南円山	15,573	1,766	9,691	4,116
	100.0%	11.3%	62.2%	26.4%
円山	31,151	3,339	20,506	7,306
	100.0%	10.7%	65.8%	23.5%
桑園	30,088	2,847	19,904	7,337
	100.0%	9.5%	66.2%	24.4%
宮の森	23,169	2,823	13,969	6,377
	100.0%	12.2%	60.3%	27.5%
鉄西	6,702	517	4,776	1,409
	100.0%	7.7%	71.3%	21.0%
幌北	23,669	1,426	18,276	3,967
	100.0%	6.0%	77.2%	16.8%
北	29,655	2,785	18,695	8,175
	100.0%	9.4%	63.0%	27.6%
新川	27,363	3,341	15,793	8,229
	100.0%	12.2%	57.7%	30.1%
新琴似	38,451	4,648	21,820	11,983
	100.0%	12.1%	56.7%	31.2%
新琴似西	16,852	1,985	9,011	5,856
	100.0%	11.8%	53.5%	34.7%
屯田	37,949	5,511	22,430	10,008
	100.0%	14.5%	59.1%	26.4%
麻生	21,508	1,347	15,116	5,045
	100.0%	6.3%	70.3%	23.5%
太平百合が原	17,101	2,249	9,501	5,351
	100.0%	13.2%	55.6%	31.3%
拓北・あいの里	34,082	4,646	19,892	9,544
	100.0%	13.6%	58.4%	28.0%
篠路茨戸	31,475	4,051	17,595	9,829
	100.0%	12.9%	55.9%	31.2%

まちづくりセンター名	総人口	うち		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口
鉄東	23,167	1,806	15,270	6,091
	100.0%	7.8%	65.9%	26.3%
北光	25,636	2,004	17,145	6,487
	100.0%	7.8%	66.9%	25.3%
北栄	37,345	3,744	24,029	9,572
	100.0%	10.0%	64.3%	25.6%
栄西	22,737	2,660	14,056	6,021
	100.0%	11.7%	61.8%	26.5%
栄東	34,929	4,105	21,653	9,171
	100.0%	11.8%	62.0%	26.3%
元町	28,885	2,978	18,762	7,145
	100.0%	10.3%	65.0%	24.7%
伏古本町	28,241	3,097	16,182	8,962
	100.0%	11.0%	57.3%	31.7%
丘珠	12,660	1,423	6,867	4,370
	100.0%	11.2%	54.2%	34.5%
札苗	38,894	6,311	22,328	10,255
	100.0%	16.2%	57.4%	26.4%
苗穂東	8,221	807	5,007	2,407
	100.0%	9.8%	60.9%	29.3%
白石	40,055	4,158	25,700	10,197
	100.0%	10.4%	64.2%	25.5%
東白石	31,515	2,290	21,225	8,000
	100.0%	7.3%	67.3%	25.4%
東札幌	23,696	1,953	15,908	5,835
	100.0%	8.2%	67.1%	24.6%
菊水	25,927	2,414	18,063	5,450
	100.0%	9.3%	69.7%	21.0%
北白石	34,207	4,041	20,458	9,708
	100.0%	11.8%	59.8%	28.4%
菊の里	14,286	1,769	8,844	3,673
	100.0%	12.4%	61.9%	25.7%
北東白石	18,708	2,266	10,670	5,772
	100.0%	12.1%	57.0%	30.9%
白石東	24,961	2,430	16,454	6,077
	100.0%	9.7%	65.9%	24.3%
厚別中央	28,134	2,304	18,195	7,635
	100.0%	8.2%	64.7%	27.1%
厚別南	34,744	3,259	20,162	11,323
	100.0%	9.4%	58.0%	32.6%
厚別西	23,553	2,908	13,389	7,256
	100.0%	12.3%	56.8%	30.8%
もみじ台	13,154	887	5,675	6,592
	100.0%	6.7%	43.1%	50.1%
青葉	8,653	660	4,039	3,954
	100.0%	7.6%	46.7%	45.7%
厚別東	15,921	1,740	8,986	5,195
	100.0%	10.9%	56.4%	32.6%

資料：札幌市まちづくり政策局「住民基本台帳」(令和5年(2023年)10月1日現在)による  
(次ページに続く)

まちづくりセンター所管区域別人口割合(令和5年(2023年)10月1日現在)  
(豊平区～手稲区)

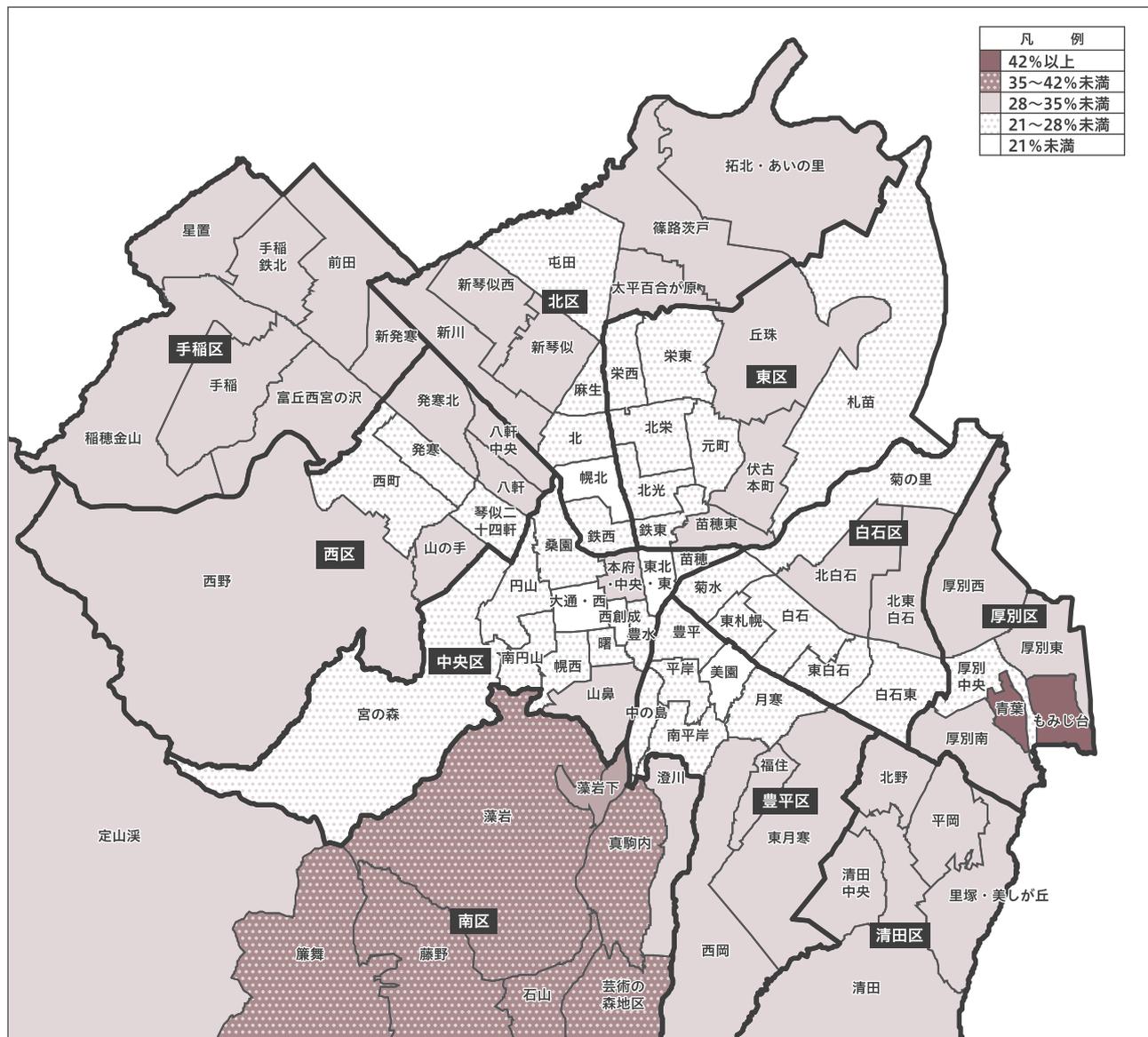
単位：上段：人、下段：%

まちづくりセンター名	総人口	うち			
		年少人口	生産年齢人口	老年人口	
豊平区	豊平	27,446	2,012	19,166	6,268
		100.0%	7.3%	69.8%	22.8%
	美園	22,752	2,068	16,061	4,623
		100.0%	9.1%	70.6%	20.3%
	月寒	38,388	4,051	24,925	9,412
		100.0%	10.6%	64.9%	24.5%
	平岸	28,387	2,334	20,091	5,962
		100.0%	8.2%	70.8%	21.0%
	中の島	14,004	1,241	9,067	3,696
		100.0%	8.9%	64.7%	26.4%
清田区	西岡	28,703	3,741	15,641	9,321
		100.0%	13.0%	54.5%	32.5%
	福住	16,506	1,832	9,839	4,835
		100.0%	11.1%	59.6%	29.3%
	東月寒	20,729	2,380	12,089	6,260
		100.0%	11.5%	58.3%	30.2%
	南平岸	29,463	2,926	18,411	8,126
		100.0%	9.9%	62.5%	27.6%
	北野	21,804	2,686	11,952	7,166
		100.0%	12.3%	54.8%	32.9%
南区	清田	17,280	1,822	9,942	5,516
		100.0%	10.5%	57.5%	31.9%
	清田中央	18,115	2,293	10,072	5,750
		100.0%	12.7%	55.6%	31.7%
	平岡	22,406	2,749	12,455	7,202
		100.0%	12.3%	55.6%	32.1%
	里塚・美しが丘	30,845	3,652	17,793	9,400
	100.0%	11.8%	57.7%	30.5%	
手稲区	真駒内	22,878	2,067	12,302	8,509
		100.0%	9.0%	53.8%	37.2%
	石山	9,908	991	4,927	3,990
		100.0%	10.0%	49.7%	40.3%
	簾舞	4,469	362	2,459	1,648
		100.0%	8.1%	55.0%	36.9%
	藤野	17,736	1,713	9,014	7,009
		100.0%	9.7%	50.8%	39.5%
	藻岩	33,040	3,359	17,183	12,498
		100.0%	10.2%	52.0%	37.8%
手稲区	藻岩下	5,056	672	2,734	1,650
		100.0%	13.3%	54.1%	32.6%
	澄川	29,639	3,045	17,726	8,868
		100.0%	10.3%	59.8%	29.9%
	芸術の森地区	10,378	1,102	5,160	4,116
		100.0%	10.6%	49.7%	39.7%
定山溪	1,025	35	667	323	
	100.0%	3.4%	65.1%	31.5%	

まちづくりセンター名	総人口	うち			
		年少人口	生産年齢人口	老年人口	
西区	八軒	17,311	1,987	10,299	5,025
		100.0%	11.5%	59.5%	29.0%
	琴似二十四軒	35,568	2,791	22,960	9,817
		100.0%	7.8%	64.6%	27.6%
	西町	45,966	5,389	28,180	12,397
		100.0%	11.7%	61.3%	27.0%
	発寒北	17,112	1,809	10,046	5,257
		100.0%	10.6%	58.7%	30.7%
	西野	34,679	4,394	18,264	12,021
		100.0%	12.7%	52.7%	34.7%
手稲区	山の手	20,124	2,407	12,046	5,671
		100.0%	12.0%	59.9%	28.2%
	発寒	32,343	3,679	21,163	7,501
		100.0%	11.4%	65.4%	23.2%
	八軒中央	15,493	1,831	9,085	4,577
		100.0%	11.8%	58.6%	29.5%
	手稲	8,880	823	5,477	2,580
		100.0%	9.3%	61.7%	29.1%
	手稲鉄北	27,650	3,535	15,385	8,730
		100.0%	12.8%	55.6%	31.6%
手稲区	前田	27,876	3,207	14,957	9,712
		100.0%	11.5%	53.7%	34.8%
	新発寒	18,572	2,550	10,126	5,896
		100.0%	13.7%	54.5%	31.7%
	富丘西宮の沢	25,663	2,886	14,495	8,282
		100.0%	11.2%	56.5%	32.3%
	稲穂金山	16,474	1,630	9,163	5,681
		100.0%	9.9%	55.6%	34.5%
星置	15,581	1,876	8,623	5,082	
	100.0%	12.0%	55.3%	32.6%	

資料：札幌市まちづくり政策局「住民基本台帳」(令和5年(2023年)10月1日現在)による

まちづくりセンター所管区域別高齢化率(令和5年(2023年)10月1日現在)



資料：札幌市まちづくり政策局「住民基本台帳」(令和5年(2023年)10月1日現在)

## 資料6 介護サービス圏域別の利用者数見込み

介護サービスの介護サービス圏域(行政区)別の利用者数の見込みは下表のとおりです。

単位：人 / 月

	訪問介護			(参考) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	2,016	2,061	2,131	1,079	1,115	1,166
北区	2,331	2,383	2,465	1,104	1,141	1,193
東区	2,446	2,500	2,585	862	890	931
白石区	1,786	1,826	1,888	721	745	779
厚別区	863	883	913	560	579	606
豊平区	1,719	1,757	1,817	1,021	1,055	1,103
清田区	574	587	607	376	389	407
南区	1,356	1,386	1,433	777	803	840
西区	1,592	1,628	1,683	972	1,004	1,050
手稲区	1,078	1,102	1,140	460	475	497
全市	15,760	16,113	16,662	7,932	8,197	8,572

単位：人 / 月

	通所介護			(参考) 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	1,680	1,767	1,858	1,562	1,639	1,699
北区	2,159	2,272	2,388	1,782	1,871	1,939
東区	2,288	2,407	2,530	1,705	1,789	1,855
白石区	1,575	1,658	1,743	1,324	1,390	1,441
厚別区	892	939	987	934	981	1,017
豊平区	1,634	1,719	1,807	1,713	1,798	1,863
清田区	772	813	854	673	706	732
南区	1,177	1,238	1,302	1,215	1,276	1,322
西区	1,664	1,750	1,840	1,832	1,922	1,993
手稲区	1,285	1,352	1,421	859	902	934
全市	15,126	15,915	16,730	13,598	14,273	14,795

- ※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。
- ※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。
- ※ 利用者数は、各年度のひと月当たりの平均。

(次ページに続く)

単位：人 / 月

	訪問入浴介護			通所リハビリテーション		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	68	71	76	557	579	605
北区	105	110	118	1,228	1,274	1,332
東区	84	88	94	1,051	1,090	1,140
白石区	65	68	73	568	589	616
厚別区	33	35	38	623	646	675
豊平区	73	77	82	749	777	813
清田区	30	32	34	606	629	658
南区	60	63	67	809	840	878
西区	103	109	116	746	774	809
手稲区	47	49	53	406	421	440
全市	668	701	751	7,342	7,620	7,965

単位：人 / 月

	訪問看護			訪問リハビリテーション		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	2,315	2,455	2,572	317	330	343
北区	2,126	2,255	2,362	353	367	382
東区	2,109	2,237	2,343	249	260	270
白石区	1,689	1,791	1,877	263	274	285
厚別区	1,070	1,135	1,189	413	430	448
豊平区	1,927	2,043	2,140	237	247	257
清田区	791	839	879	209	218	226
南区	1,233	1,308	1,370	372	387	403
西区	1,825	1,935	2,028	315	329	342
手稲区	1,217	1,290	1,352	285	297	309
全市	16,304	17,289	18,112	3,012	3,138	3,264

単位：人 / 月

	福祉用具貸与			短期入所生活介護・療養介護		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	4,861	5,096	5,378	255	264	279
北区	5,731	6,009	6,341	486	502	532
東区	5,640	5,914	6,240	371	384	406
白石区	4,180	4,383	4,624	328	339	359
厚別区	2,618	2,744	2,896	229	237	251
豊平区	4,409	4,623	4,878	289	299	317
清田区	2,126	2,229	2,352	204	211	224
南区	3,404	3,569	3,766	254	263	278
西区	4,190	4,393	4,636	282	292	309
手稲区	2,720	2,851	3,009	211	219	231
全市	39,879	41,811	44,119	2,911	3,011	3,186

- ※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。
- ※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。
- ※ 利用者数は、各年度のひと月当たりの平均。

(次ページに続く)

単位：人 / 月

	居宅療養管理指導			特定施設入居者生活介護（地域密着型を除く）		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	3,783	4,008	4,170	588	614	639
北区	3,479	3,686	3,835	374	391	407
東区	3,705	3,925	4,084	549	573	597
白石区	3,000	3,178	3,306	380	396	413
厚別区	1,710	1,812	1,885	262	273	285
豊平区	3,209	3,339	3,537	455	475	495
清田区	1,400	1,484	1,544	194	202	211
南区	2,139	2,266	2,358	344	358	373
西区	2,742	2,905	3,023	466	487	507
手稲区	1,369	1,450	1,509	269	281	293
全市	26,536	28,111	29,251	3,881	4,050	4,219

単位：人 / 月

	居宅介護支援・介護予防支援			(参考) 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメント		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	6,432	6,671	6,983	1,760	1,959	2,051
北区	8,039	8,338	8,727	1,895	2,109	2,209
東区	7,717	8,004	8,378	1,735	1,932	2,023
白石区	5,679	5,890	6,165	1,402	1,561	1,634
厚別区	3,649	3,785	3,962	963	1,072	1,123
豊平区	6,030	6,254	6,546	1,769	1,969	2,062
清田区	2,974	3,084	3,228	662	737	772
南区	4,790	4,968	5,200	1,272	1,416	1,483
西区	5,939	6,160	6,447	1,879	2,091	2,190
手稲区	3,929	4,075	4,265	880	979	1,026
全市	55,179	57,228	59,902	14,218	15,825	16,575

単位：人 / 月

	福祉用具購入			住宅改修		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	78	79	87	43	44	45
北区	78	79	87	113	115	117
東区	80	81	89	80	82	83
白石区	73	74	81	66	67	69
厚別区	41	42	46	43	44	45
豊平区	49	49	54	55	56	57
清田区	28	29	32	48	49	50
南区	58	59	64	62	63	64
西区	74	75	82	94	96	98
手稲区	40	41	45	51	52	53
全市	599	609	666	655	668	681

※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

※ 利用者数は、各年度のひと月当たりの平均。

(次ページに続く)

単位：人 / 月

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	944	1,000	1,043	15	16	16
北区	472	500	521	15	16	16
東区	586	621	647	2	2	2
白石区	405	429	447	4	4	4
厚別区	196	208	217	0	0	0
豊平区	602	638	665	1	1	1
清田区	288	305	318	0	0	0
南区	180	191	199	2	2	2
西区	499	529	551	11	11	12
手稲区	245	260	271	0	0	0
全市	4,419	4,678	4,880	49	52	53

単位：人 / 月

	認知症対応型通所介護			小規模多機能型居宅介護		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	50	50	50	341	347	357
北区	105	106	105	513	523	538
東区	66	66	66	450	458	472
白石区	51	51	51	374	381	392
厚別区	69	70	69	276	281	289
豊平区	32	32	32	413	420	433
清田区	41	42	41	259	264	272
南区	77	78	77	249	254	261
西区	52	52	52	253	258	265
手稲区	115	116	114	315	321	330
全市	658	664	655	3,444	3,507	3,608

単位：人 / 月

	認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設入居者生活介護		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	382	390	399	0	0	0
北区	672	688	703	0	0	0
東区	542	555	567	0	0	0
白石区	494	506	517	12	12	12
厚別区	304	311	318	1	1	1
豊平区	485	496	507	0	0	0
清田区	257	263	269	1	1	1
南区	439	449	459	0	0	0
西区	500	512	523	0	0	0
手稲区	368	377	385	0	0	0
全市	4,444	4,546	4,648	14	14	14

- ※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。
- ※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。
- ※ 利用者数は、各年度のひと月当たりの平均。

(次ページに続く)

単位：人 / 月

	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	14	14	14	120	124	129
北区	45	45	45	88	90	94
東区	20	20	20	250	257	268
白石区	31	31	31	146	150	157
厚別区	28	28	28	146	150	157
豊平区	27	27	27	103	106	110
清田区	52	52	52	59	61	64
南区	5	5	5	68	70	73
西区	25	25	25	109	112	117
手稲区	31	31	31	67	69	72
全市	278	278	278	1,157	1,190	1,241

単位：人 / 月

	地域密着型通所介護			介護老人福祉施設（地域密着型を除く）		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	762	763	778	601	619	637
北区	800	801	816	864	890	916
東区	769	770	784	789	813	836
白石区	757	758	773	612	630	648
厚別区	329	329	335	491	506	520
豊平区	539	540	550	715	736	757
清田区	263	263	268	523	539	554
南区	407	408	415	630	649	668
西区	716	717	730	635	654	673
手稲区	356	356	363	510	525	540
全市	5,697	5,705	5,813	6,370	6,560	6,750

単位：人 / 月

	介護老人保健施設			介護医療院		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	399	399	399	49	49	49
北区	549	549	549	60	60	60
東区	420	420	420	67	67	67
白石区	385	385	385	25	25	25
厚別区	254	254	254	36	36	36
豊平区	437	437	437	70	70	70
清田区	209	209	209	54	54	54
南区	431	431	431	64	64	64
西区	465	465	465	130	130	130
手稲区	315	315	315	33	33	33
全市	3,863	3,863	3,863	588	588	588

※ 介護予防があるサービスについては、それぞれ介護予防を含む。

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

※ 利用者数は、各年度のひと月当たりの平均。

## 資料7 介護サービス圏域別の地域密着型サービスの定員総数

地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の介護サービス圏域(行政区)別の定員総数は、下表のとおりです。

介護サービス圏域別の地域密着型サービスの定員総数

単位：床

サービス		認知症対応型共同生活介護				地域密着型 特定施設入居者生活介護				地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護			
		各行政区の整備率及び要介護等 認定者数の推移を見極めながら 整備を進めていく				本計画期間中に整備予定なし				本計画期間中に整備予定なし			
算定にあつ ての考え方		各行政区の整備率及び要介護等 認定者数の推移を見極めながら 整備を進めていく				本計画期間中に整備予定なし				本計画期間中に整備予定なし			
年度		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
中央区	定員	372	390	408	408					22	22	22	22
北区	定員	707	725	725	743					29	29	29	29
東区	定員	627	627	645	654					29	29	29	29
白石区	定員	552	570	570	588	15	15	15	15	58	58	58	58
厚別区	定員	297	315	315	333					29	29	29	29
豊平区	定員	526	526	544	562					29	29	29	29
清田区	定員	276	276	294	294					58	58	58	58
南区	定員	477	477	495	504								
西区	定員	489	489	507	516					29	29	29	29
手稲区	定員	375	393	393	402					29	29	29	29
全市	定員	4,698	4,788	4,896	5,004	15	15	15	15	312	312	312	312

※ 着工ベース

## 資料8 用語解説

## あ

**ICT (アイ・シー・ティー)**

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー (Information and Communication Technology) の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。IT (インフォメーション・テクノロジー (Information Technology)) もほぼ同義として用いられる。

**アウトリーチ**

▷ 本文脚注2 (12 ページ)

**アセスメント**

本来の語義は査定、評価など。高齢者ケアの分野においては、ケアマネジメントの過程の1つで、高齢者一人一人の心身の状況や置かれている環境、希望等から生活上の課題を分析すること。単に高齢者の希望を聞き取るだけではなく、訴えの背景や要因等を分析したうえで、高齢者本人が困った状況を改善して望む生活をしたい (解決したい) と自覚できるようにすることが必要とされている。

**一般世帯**

国勢調査における定義では、世帯は、「一般世帯」と「施設等の世帯」に分かれ、このうち「一般世帯」は、「住居と生計をともしている人々の集まり」または「一戸を構えて住んでいる単身者 (単身の住み込みの雇人は雇主の世帯に含める。)」もしくは「下宿している単身者、会社・団体・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者」のことをいい、「学生寮・寄宿舍の学生、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者などの世帯を除くすべての世帯」である。

**インフォーマルサービス**

▷ 本文脚注3 (15 ページ)

**AI (エー・アイ)**

アーティフィシアル・インテリジェンス (Artificial Intelligence) の略。人工知能。

**NPO (エヌ・ピー・オー)**

ノンプロフィット・オーガナイゼーション (Non-Profit Organization) の略。営利を目的としない各種の公益的活動を行う民間の組織・団体。

**オーラルフレイル**

▷ 本文脚注18 (118 ページ)

## か

**介護医療院**

長期にわたり療養が必要である要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

**介護サービス相談員**

サービスが提供されている場を訪れ、サービスを利用する人などの話を聞き、相談に応じるなどの活動を行う者。

**介護支援専門員 (ケアマネジャー)**

要介護者等からの相談に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、必要なサービスが受けられるようケアプランを作成するとともに、サービス事業者等と調整を行うなど、要介護者等が自立した生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有するとして介護支援専門員証の交付を受けた者。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などの実務経験があり、都道府県が実施する試験に合格し、合格時の実務研修のほか、5年に一度の更新時の研修などの受講が介護保険法により定められている。

**介護保険施設**

介護保険で利用できる施設サービス。介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院の3種類がある。

**介護保険の第1号被保険者**

原則として市町村の住民のうち65歳以上の者。

**介護保険の第2号被保険者**

原則として市町村の住民のうち40歳以上64歳以下の医療保険加入者。

**介護福祉士**

国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に入浴、排泄、食事その他の介護を行い、介護サービス利用者や介護者を指導する専門職。

**介護予防**

高齢者が要介護状態等になることをできる限り防ぐこと、あるいは要介護状態等であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。

**介護予防センター**

地域の高齢者やその家族に対し、地域包括支援センターと連携・協力して介護予防に関する総合的な相談支援を行い、地域の福祉活動と連携した介護予防教室の実施等の介護予防の普及啓発や、地域の介護予防活動の支援を行う機関。

札幌市独自の機関として市内に53か所設置し、事業の運営は法人に委託している。

**介護離職**

就業者が家族の介護のために退職、転職すること。

**介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)**

老人福祉法に基づき設置されている特別養護老人ホームであり、要介護者に対して、主に入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。

**介護老人保健施設**

在宅復帰のために心身の機能の維持回復が必要な要介護者に対して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設。

**管理栄養士**

国家資格。傷病者などに対して、療養のために必要な栄養指導、個人の身体状況、栄養状況などに

応じた専門知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養指導を行うほか、病院や福祉施設など特定多数の人々に対して継続的に食事を提供する施設において、適切な給食栄養管理を行うための指導助言や調理業務に携わる者の栄養に関する知識の向上、調理方法の改善などについて管理・指導を行う者。

**機能訓練**

利用者の心身の状況などに応じて、日常生活を送るために必要となる身体機能、生活機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練。

**居宅介護支援・介護予防支援**

居宅において日常生活を営むために必要な介護保険の給付サービスなどを適切に利用できるよう、要介護者等、あるいは家族の依頼を受けて、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者との連絡調整などの支援を行うこと。

**グループホーム**

少人数の高齢者や障がいのある方などが、日常生活等の援助を受けながら、共同で生活する施設(住居)。

介護保険法においては、要支援2・要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者が共同の住居で生活を営み、介護等を受けることを「認知症対応型共同生活介護」として、地域密着型サービスに位置づけている。高齢者が、この介護サービスを受けながら共同で生活する住居を「(認知症高齢者)グループホーム」と呼ぶ。この計画では、特に説明がない限り、「グループホーム」とは「認知症対応型共同生活介護」が行われる場として指定を受けた住居を指す。

**ケアプラン**

要支援・要介護に認定された高齢者の希望に添った介護サービスを利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のこと。

**ケアマネジメント**

要介護者等が自立した生活を行えるよう支援する一連の過程であり、①初回面接②アセスメント③ケアプラン原案の作成④サービス担当者会議⑤モニタリング⑥評価の各過程において、

要介護者等や家族からの情報を把握し、サービス事業者等との連絡調整を行う。

### ケアマネジャー ▶ 介護支援専門員

#### 軽費老人ホーム

60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方が入居する施設。

#### 健康寿命

▷ 本文脚注4（25ページ）

#### 権利擁護

自分の権利や援助のニーズを自ら表明することができない者に代わって、その権利やニーズを表明し権利を行使できるように支援すること。

#### 高額介護サービス費等

サービスを利用して支払った利用者負担額が、一定の上限額を超えた場合に支給される費用のこと。上限額を超えた分が払い戻されることにより、利用者負担の軽減が図られる。

#### 後期高齢者

高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の者。

#### 公共的施設

福祉のまちづくり条例において、多数の人が利用する施設を公共的施設として、規則で定めるもの。建築物（学校、病院、映画館、集会場、百貨店、事務所等）、道路、公園、路外駐車場がある。条例では、高齢者や障がいのある方等が利用しやすくするための基準を設け、新設等の際は、これを遵守して整備を行うよう定めている。

#### 口腔ケア

狭い意味では、口腔の清掃をいうが、これに加えて、歯石の除去、義歯の手入れ、摂食・咀嚼・嚥下訓練まで含めて考えられる場合もある。誤嚥性肺炎の予防や介護予防の視点からも大切なもの。

#### 高齢化率

高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合。

なお、明確な定義はないが、一般に高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた

社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼んでいる。

#### 高齢者

明確な定義はないが、わが国での高齢者福祉対象者の年齢が65歳以上と定められている例が多く、現在のところ、高齢者を「65歳以上」として区分するのが一般的となっている。

#### 高齢社会対策大綱

高齢社会対策基本法に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められたもの。人口の高齢化による経済社会情勢の変化等を踏まえた見直しが行われ、平成30年（2018年）2月に新たに閣議決定された。

#### 国勢調査

日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに実施。調査結果は、政治・行政はもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広い用途に利用されている。

#### 個別避難計画

▷ 本文脚注9（38ページ）

#### 孤立死

周囲との交流がなく、地域から孤立している状況の中で、自宅等で誰にも看取られず独りで亡くなり、死後、長期間放置されること。

## さ

#### サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅。

高齢者住まい法改正により、平成23年（2011年）10月に登録制度が創設された。

### 財政安定化基金

▷ 本文脚注 19 (156 ページ)

### 在宅介護サービス

▷ 本文脚注 10 (47 ページ)

### 札幌市バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき策定している行政計画。札幌市では、当該計画に示す旅客施設、車両、道路、公園、建築物などのバリアフリー化の方向性に基づき、取組を実施することとしている。

### 札幌市福祉のまちづくり条例

すべての市民が安心して快適に暮らせる人にやさしいまちづくりのため、市、事業者、市民それぞれの役割を定めるとともに、市の基本的施策や公共的施設の整備について定めた条例。

### 歯科衛生士

虫歯や歯周病などの歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として歯科診療の補助業務のほか、歯垢・歯石の除去や歯科保健指導を行う国家資格の専門職。

### 指定避難所

▷ 本文脚注 7 (38 ページ)

### 市民後見人

弁護士や司法書士などの専門資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、成年後見に関する一定の知識や技術を身に付けた、第三者後見人（候補者）等をいう。

### 社会福祉士

国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者、または医師その他の保健医療サービスを提供する者、その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う者。

### 社会福祉主事

福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）。社会福祉各法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を行う者。

### 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づき設立された公益性が高い法人。

### 若年性認知症

64歳以下で発症した認知症をいい、働き盛りの世代に発症するため、本人だけではなく家族の生活への影響が大きく、経済や就労等、高齢者とは異なる課題への支援が求められている。

### 住宅確保要配慮者

▷ 本文脚注 15 (108 ページ)

### 住民基本台帳

住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となるもの。各市町村において、住民票を世帯ごとに編成して作成され、各種行政サービスの基礎となっている。

### 主観的健康観

医学的な健康状態ではなく、自らの健康状態を主観的に評価する指標。死亡率や有病率等の客観的指標では表せない全体的な健康状態を捉える健康指標といえる。

### 主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)

介護支援専門員の実務経験が5年以上など、十分な知識と経験を有し、かつ主任介護支援専門員研修を終了した者で、他の介護支援専門員に対する助言、指導などを行う。

地域包括支援センターには主任介護支援専門員を配置することとされている。また、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員の配置が義務づけられている（経過措置あり）。

5年に一度の更新時の研修の受講が介護保険法施行規則により定められている。

### 生涯学習

学校における教育や学習にとどまらず、自らの意思と選択によって、人生のあらゆる過程で、各人の興味・関心や生活領域に応じ行われる、様々な学習活動の総称。高齢者の生きがいづくりや社会参加という意味からも、重要なものと考えている。

### 食生活改善推進員

食生活を通じて、地域住民の健康づくりを支援する活動を行うボランティア。食生活改善推進員に

なるには、市町村が開催する「食生活改善推進員養成講座」を受講することが必要。

### 生活支援コーディネーター

介護保険制度では提供できない生活支援サービスや介護認定を受ける前の段階の高齢者に対する生活支援の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手を確保するなど、地域で支え合う体制づくりを推進する者。

### 生活支援ハウス

原則として60歳以上で、高齢等のため居宅において生活することに不安のある方が入所する施設。

### 生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称で、脳血管疾患、心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などがある。

### 成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症、知的障がい、精神障がいなどのある方）を保護するための制度。家庭裁判所の審判による法定後見と本人が委託契約を結んで行う任意後見があり、法定後見には本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3類型がある。後見人の主な業務は財産管理と身上監護となっており、申立ては本人や、4親等以内の親族等に限定されている。本人や親族の申立てができない場合等については、市長が申立てを行うことができる。

### 政令指定都市

人口50万人以上の市で、地方自治法第252条の19の規定に基づき政令によって指定されたもの。

### 前期高齢者

高齢者（65歳以上）のうち、74歳以下の者。

### 全国健康福祉祭(ねんりんピック)

高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康や福祉の総合的な祭典の名称。国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与するため昭和63年（1988年）に始まり、通常、毎年開催している。

## た

### ターミナルケア

終末期の医療・看護・介護。治癒の見込みがなく、死期が近づいた患者に対し、延命治療中心でなく、患者の人格を尊重した看護（ケア）中心の包括的な援助を行うこと。

### 団塊ジュニア

昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）に生まれた、団塊の世代の子ども世代の通称。令和22年（2040年）には、その世代すべてが65歳以上となる。

### 団塊の世代

戦後、昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）のベビーブーム期に生まれた世代の通称。令和7年（2025年）には、その世代すべてが75歳以上となる。

### 単独ユニット

認知症高齢者グループホーム事業所が1ユニットのみで運営していること。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### 地域ケア会議

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を行っていくための手法の1つ。

平成27年度（2015年度）から介護保険法に位置づけられ、市町村は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を設置し、運営は地域包括支援センターまたは市町村が行うこととされている。

札幌市では、個別地域ケア会議、地区地域ケア会議、区地域ケア推進会議、市地域ケア推進会議の4つのレベルの会議を実施している。

**地域支援事業**

介護保険制度改正に伴い、平成18年度（2006年度）から市町村による実施が規定された事業で、被保険者が要介護状態等となることの予防や、要介護状態等となった場合の軽減・重度化防止とともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。必須事業である高齢者を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括支援センターの設置・運営などの「包括的支援事業」、市町村の判断で実施する「任意事業」がある。

**地域包括ケア**

▷ 本文脚注1（2ページ）

**地域包括支援センター**

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための機関。

保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、地域の高齢者とその家族への総合的な相談支援、高齢者の虐待防止などの権利擁護、介護支援専門員への助言や地域の関係機関とのネットワーク構築を行う包括的・継続的なケアマネジメント支援、要支援1・2の方、事業対象者の方の介護予防ケアマネジメントなどの包括的支援事業や介護予防支援などを実施する。

札幌市は市内に27か所設置しており、事業の運営は法人へ委託している。

**地域密着型サービス**

要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当とされる介護サービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護（定員18人以下の通所介護）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の9種類がある。

**チームオレンジ**

▷ 本文脚注17（118ページ）

**出前講座（札幌市）**

市民と職員の直接対話事業。年度毎に各部局が選定するテーマを「出前講座テーマ集」として公開し、住民団体等は希望する出前講座のテーマを選び、担当部局が講師を派遣する。令和6年度（2024年度）の高齢者福祉関連テーマは次のとおり。

- ・札幌市の高齢化の現状
- ・みんなで支える介護保険制度

**特定施設**

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームであって、本項後段で示す地域密着型特定施設でないもの。指定基準を満たすことで、都道府県介護保険事業支援計画で定める定員の範囲内で、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けることができる。このうち、入居者が要介護者やその配偶者などに限られているものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設となる。

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームであって、定員29人以下の介護専用型特定施設は地域密着型特定施設といい、地域密着型サービスの指定を受けることができる。

**特定施設入居者生活介護**

指定を受けた有料老人ホーム等の特定施設に入居する要介護者等について、能力に応じて自立した生活ができるように、ケアプランに基づき行われる入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うこと。

一般型と外部サービス利用型に区別される。一般型は特定施設の従業者が入居者に対するサービスを提供し、一方、外部サービス利用型は、特定施設の従業者がケアプランの作成、安否確認、生活相談を行い、事業者の委託する居宅サービス事業者がケアプランに基づき介護サービスを提供する。

**特別養護老人ホーム ▶ 介護老人福祉施設****な****認知症**

いろいろな原因で脳の細胞が壊れてしまうことや、働きが悪くなることで、認知（記憶したり判断したりする）機能が低下し、日常生活に支障をきたす状態。

## 認知症キャラバン・メイト

認知症に関する一定以上の知識を有し、「キャラバン・メイト養成研修」を修了した者をいう。ボランティアとして、市町村や職域団体などと協働で、地域住民、学校、職域等を対象とした認知症に関する学習会「認知症サポーター養成講座」を開き、講師役となって認知症サポーターの育成を行う。また、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向け、関係機関等への働きかけ、協力・連携体制づくりなどのネットワーク化を推進していくことも期待されている。

## 認知症コールセンター

▷ 本文脚注 12 (62 ページ)

## 認知症高齢者グループホーム ▶ グループホーム

### 認知症高齢者の日常生活自立度

介護保険制度の要介護等認定で用いる指標の1つで、認知症高齢者の日常生活における自立度を客観的、かつ、短時間で判断できるように作成されたもの。自立、Ⅰ、Ⅱ a、Ⅱ b、Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅳ、Ⅴの8段階があり、それぞれ判断基準が定められている。

## 認知症サポーター

▷ 本文脚注 14 (64 ページ)

## 認知症サポート医

厚生労働省の定める「認知症サポート医養成研修」を修了した医師をいう。認知症患者の診療に習熟し、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の企画・立案や、かかりつけ医への助言を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役等を担う。

## ねんりんピック ▶ 全国健康福祉祭

## ノンステップバス

乗降口の段差をなくすほか、車内の手すりや通路幅などにユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバス。

## は

## 徘徊認知症高齢者 SOS ネットワーク

▷ 本文脚注 13 (63 ページ)

## バリアフリー

高齢者や障がいのある方等が日常生活や社会生活を営むうえで障壁(バリア)となるもの(物理的、制度的、文化・情報面、意識上の障壁)を解消すること。

## 福祉のまち推進事業

誰もが安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指し、幅広い市民の参加による地域福祉活動を推進する事業。市民による自主的な福祉活動を行う組織として、おおむね連合町内会単位ごとの市内89か所に「地区福祉のまち推進センター」が設置されており、高齢者や障がいのある方などを対象とした見守り・安否確認やサロンなどの多様な活動が行われている。

地区福祉のまち推進センターが積極的に活動を展開することができるよう、各区社会福祉協議会が活動支援やボランティア活動の振興を図っている。

## 福祉有償運送

公共交通機関(地下鉄、電車、バス、タクシー等)を単独で利用することが困難な障がいのある方などに対し、NPO法人等の非営利法人が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車等を使用して行う有償運送サービス。

## 福祉用具

高齢者や心身に障がいのある方が自立した生活を営むために機能や能力を補助、介助する人々の負担を減らすために用いる用具の総称。

## フレイル

▷ 本文脚注 5 (28 ページ)

## フレイル関連リスク

▷ 本文脚注 6 (28 ページ)

**保健師**

国家資格。多くは公的機関である保健所や市町村に勤務し、地域で生活する個人・家族・集団を対象に、健康の保持増進、疾病予防、療養上の相談、健康相談、健康教育、社会復帰のための援助など、医療福祉に従事する方たちと連携・協力しながら、地域住民の健康づくりなど幅広い保健活動を行う者。

**保険者機能**

介護サービス基盤の整備に加えて、地域支援事業等を推進し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を行い、地域包括ケアシステムを深化していく、市町村が介護保険の保険者として担う役割のこと。

**ま****まちづくりセンター**

地域の課題解決やコミュニティの活性化、ネットワークづくりに向けた取り組みのお手伝いなど、さまざまなまちづくり活動を支援する地域の拠点として市内86か所に設置。

**民生委員**

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。都道府県知事または政令指定都市もしくは中核市の長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。

**や****有料老人ホーム**

入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他日常生活上必要なサービスを提供する老人を対象とした入居施設。

**ユニット型施設**

リビング・食堂などの共用スペースの周囲に個室を配置し、10人程度の少人数を生活単位（ユニット）として介護を提供する形態の施設。

**ユニットケア**

特別養護老人ホーム等において、10程度の個室やリビング・食堂などの共用スペースを1つの生活単位（ユニット）として、少人数で家庭的な環境の中で自立的生活を支援するケアの形態。

**ユニバーサルデザイン**

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計（デザイン）。

**要介護度（要支援1～要介護5）**

要介護等認定においては、心身の状態によって、軽い方から要支援1・2、要介護1～5の区分が設定される。

**養護者**

高齢者虐待防止法では「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定義づけられている。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理、提供している人を指す。

**養護老人ホーム**

原則として65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が入所する施設。

**要配慮者**

▷ 本文脚注16（108ページ）

**要配慮者二次避難所（福祉避難所）**

▷ 本文脚注8（38ページ）

## ら

**理学療法士（PT）**

国家資格。ケガや病気、加齢等により身体機能が低下した人や障がいのある方に対して、座る、立つ、歩く等の基本的動作能力の回復や障がいの悪化予防を目的に、理学療法（体操や運動等の運動療法や、温熱、電気等の物理療法）を用いて、自立した日常生活が送れるよう支援するリハビリテーションの専門職のこと。

**リハビリテーション**

能力障がいあるいは社会的不利を起こす諸条件の悪影響を減少させ、障がいのある方の社会参加を実現すること。

また、狭義のリハビリテーションとしては、治療段階を終えた疾病や外傷の後遺症を持つ人に対して、医学的・心理学的な指導や機能訓練を施すことをいう。

**レスパイト**

▷ 本文脚注 11（55 ページ）

**老人クラブ**

地域を基盤として高齢の方が自主的に集まって活動する組織。主に、おおむね 60 歳以上の方が対象となり、仲間づくりを通して、趣味やレクリエーションなどの「生活を豊かにする活動」や、ボランティア活動、友愛活動などの「地域を豊かにする社会活動」に取り組んでいる。

**老人の日（敬老の日）**

昭和 22 年（1947 年）に、兵庫県間谷村（現多可町）で行われた敬老行事をきっかけとして、9 月 15 日を「としよりの日」とする県民運動が開始された。「としよりの日」は後に「老人の日」を経て昭和 41 年（1966 年）に国民の祝日である「敬老の日」へと発展。

なお、国民の祝日に関する法律の改正により、平成 15 年（2003 年）から「敬老の日」を9月の第3月曜日に変更するにあたり、老人福祉法を改正して、9月15日を「老人の日」とした。

# 札幌市高齢者支援計画 2024

令和6年(2024年)3月発行

発行：札幌市

編集：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部

---

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

高齢福祉課 電話：(011) 211-2976 FAX：(011) 218-5179

介護保険課 電話：(011) 211-2547 FAX：(011) 218-5117



さっぽろ市  
01-F03-24-504  
R6-1-50

SAPPORO

